

## 第2回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時 平成26年2月28日（金）

場所 兵庫県民会館

### 【会議開催時間】

会議開始時刻 12時20分

会議終了時刻 16時52分

### 【会議日程】

- 1 定足数の確認 委員5名出席により定足数を満たしているため会議を開催する。
- 2 委員長あいさつ 大内委員長あいさつ
- 3 第1回会議録について 調製済み、後日送付させていただく。
- 4 議事
  - (1) 不正事務発生の前提と背景について 事務局より説明。
  - (2) 調査、審議等の進め方について
    - ① 消防本部及び水道部における不正事務処理について事実解明を行い、内部において実施された調査に対しても評価することとした。
    - ② 各部署における不正な事務処理の実態調査等については、消防本部及び水道部の事実解明の進捗状況によって進めていくこととした。
    - ③ 消防本部の物品購入不正事務処理に関わった者に対し、当該事務処理の取扱いの認識について、文書により質問書を送付し回答を求めることとした。
    - ④ 随意契約についてのマニュアルの提出を求めることとした。
  - (3) 次回の日程 平成26年3月26日（水）午前10時から  
兵庫県民会館902号室で開催することとした。

【会議録】 別冊による。

### 【当日会議に出席した者】

第三者委員会委員

安藤幹根

大内ますみ

上脇博之

北林泰

元吉由紀子

委員会事務局

企画総務部総務課長 安田英樹

同課文書法制係長 井尻宏幸

同課文書法制係主幹 荒木一

同課文書法制係主査 山内佐由美

## 第2回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

日時 平成26年2月28日（金）

場所 兵庫県民会館

午後2時0分 開会

●安田総務課長 それでは、皆さん大変どうもご苦労さまでございます。

第2回の第三者委員会のほうをただいまから開催させていただきたいと思います。

お手元に会議次第を配らせていただいておりますので、それに従って順次進めていきたいと思います。

まず、定足数の確認ということで、これは前回の資料の中にお配りをしております条例の第7条の2項に、会議のほうは委員の過半数の出席がなければ開くことができないということで、全員おそろいでございますので、会議のほうは成立しておりますのをご確認いただきたいと思います。

引き続き、2番目の委員長のほうからご挨拶をいただきたいと思います。

●大内委員長 第2回目でございますが、本日も全委員の皆さんご出席ということで、お忙しいところご苦労さまでございます。

前回は、雪やら何やらで大変寒かったですけれども、今日はまた打って変わってぽかぽかと温かい日和になりまして、その前回からの間ですね、事務局の皆様にはもう大変頑張ってくださいまして、大部な資料をあらかじめ送っていただきました。資料を読めば、その大部な資料を見れば見るほどあと8月までに報告を出さないといけないと、すごいプレッシャーを感じておりますんですが、とにかくそうは言っておれませんので、どんどん進めていきたいと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

●安田総務課長 ありがとうございます。

次に、3番目の第1回の会議録でございます。

本来でしたらちょっと皆さんに会議録のほうを既にでき上がっておりますのでお配りをするところであったんですが、ちょっと今日準備ができておりませんので、これについてはまた後日郵送させていただくということでちょっとご了解をいただきたいと思います。

引き続き、4番の議事のほうに入らせていただきます。

以降については委員長のほう進行のほうでよろしく願いいたします。

●大内委員長 本日新しく資料をいただいておりますけれども、その資料について特にご

説明とか、そういうのございましたらどうぞ事務局のほうからお願いしたいと思います。  
本日いただいた資料。

●安田総務課長 それでは、本日もう一冊提出資料として2月28日提出の水質検査事案というグリーンのファイルごらんいただきたいと思います。

これまでの3事案と同じように、これについてもフロー図と、それからこれのところで問題であろうというところについて赤でピックアップをしたり、そこについて丸の数字で項目を示しておりまして、それに対する背景であるとか、かかわった方の考え方とか、そういったものについて分析をする資料を本来でしたらつけるべきところなんですが、この新水源のマンガンの流出事故に係る資料については、こちらの事務局のほうとしても詳しく事情聴取をされた資料というのが入手できておりませんということで、現在のところはフロー図だけをお示しをさせていただいておるということで、本日はそれについての説明だけにとどめさせていただきたいということでご了解いただきたいと思います。後ほどの議論の中でこういったものが必要であればまた追ってそれらに関する事情聴取も含めて行ったりして、整理をしていきたいというふうには考えておりますが、現時点でわかる範囲での説明をさせていただきたいと思います。

それでは、このフロー図のほうをご覧くださいと思います。

フロー図については、2枚にまたがってつけておりまして、大きく1項目から9項目までの項目についての問題点があったというふうに考えております。これはそもそも、前回ちょっと、ほかの資料として見ていただければよいと思うんですが、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会という黄色のファイルがあったと思いますが、これの29ページになるんですが、それと30ページの配置平面図とか上水のフローのシートを見ていただきながらちょっと説明をさせていただきたいと思います。

この29ページで言いますと、ちょうど真ん中のところに（芦田地区）というのがありますが、ここの右隣に三角で芦田新水源というのがありますが、ここの水源のことについての問題というものであります。

ここの水源をそもそもつくったというのが、一番このフローの上にもありますが、慢性的な水不足であります丹波市内の春日地域という地域がございます。その水を補う目的で新しく井戸を掘ったというのがここの芦田の水源になります。ここの水源というのは、もともと芦田、それから佐治、幸世地区に給水をすることによって、これまで幸世地区のほうには、また別の青垣の隣の地区になりますが、地域になりますが、氷上地域のほうの

栈敷というようなどころがあつて、そこの水源がもともとこれは幸世地区という地区に給水をしていたのを新たに春日の地域に給水をしていくということで、そういうことから春日のほうに水を補っていくという、そういうふうなことで芦田の東芦田の水源というのが掘られたということでありまして。そのときに起きた不祥事等の問題になります。

1つは、これが21年11月30日になりますが、それまでにちょっと19年6月5日、それから10月10日に、井戸を掘るに当たっての試掘の井戸が掘られました。これについての水質の検査がまず行われまして、6月、10月両日とも検査結果については良質な水であったということが確認がされています。それから、21年11月18日に新たに本井戸のほうの水質の検査も行われました。これが行われた実施の結果については、その結果を担当の工務係の主幹のほうがその結果を起案して課長のほうまで決裁上げるということを経ずに、書類のほうにとじ込んでいたということになったために、上司でありました当時の係長、それから課長についてはその検査の実施を知らなかったというような、そういう結果になりました。その結果の中には、マンガンの値等が基準値よりも超えていたという、そういう結果があつたにもかかわらず、そのことが結果を知らなかった上司、それから担当もそれをファイリングしていたという、そういうことがまず1点問題になるんじゃないかと思っています。

それと次に、22年の、ここで言いますと2月18日から明くる年23年10月12日までの間、これは先ほど言いました新しい水源、これつくつたということでそれを既設の西芦田の浄水場のところ、この29ページの平面図でいきますと一番上の黄色い枠で囲んであるんですが、そこの浄水場に一旦は送水管を経て、そこへ水を持ってくるということになります。そのために従来の浄水場の機能を拡張させるための工事が必要になりますので、その工事が平成22年2月19日から明くる年の9月30日までの間、工事が行われたということです。それと同じく、浄水機の機械の電気計装の工事についても、おそらく能力アップということであろうと思うんですが、そういった工事が同じ2月19日から9月30日まで行われたということで、2つ目の工事がここで行われてます。

それと3つ目には、停電時にやはり浄水場の発電をしないといけないということで、それらの発電の設備工事、これが22年3月6日から23年1月31日までの間行われたということで、この3つの事業というのが西芦田の水、それから芦田の水源の上水を受け入れてブレンドしていく、送水するための施設設備工事として実施されたということになります。

それと、あと23年4月7日に供用が開始されて、給水の開始届というのが必要になる時期になります。それと、9月30日は西芦田の浄水場の拡張工事、それから機械電気計装設備工事が完成をしています。10月12日には西芦田浄水場の拡張工事の機械の電気計装の設備工事の完成検査というのが行われました。ここでは、一番左端の赤の四角囲みに書いてますが、試験井戸で既に良質な水が確認をされたというのはこの19年に実際にはありましたので、東芦田の水源のものと水を受け入れるための拡張工事をした結果、その東芦田の水源の中に含んでいるマンガンの化合物を除去する機能というのは、もともときれいな水やったということからそういう除去装置というのを設備しないことを前提としたそういう工事が行われていたというのがこの2番目のことになります。

それとあと、24年8月20日なんですが、ここの工事が完成して東芦田の水源のほうからくみ上げた水というのを西芦田のほうに送るに当たって、管の中を洗うための洗管作業というのをやる日が8月20日でありました。この作業をするに当たっては、水道部の中に工務課の工務係というのとそれから施設係、それぞれ係の主査と主幹が出まして作業を行ったわけですが、その作業をするに当たって上司のほうには報告をせずに作業したということでございます。

あと、2日後にその地域のところにグリーンベルという温水プールの総合運動公園があるんですが、そこから水が濁ったという事故報告があったということでございます。

それと、8月27日なんですが、ここでは実際に西芦田の原水とそれから東芦田の新しくつくった井戸の水のブレンドをする後の上水の水質の検査を実施するために上水検査を行う予定にはしていたんですが、これについては水質検査の実施までは至らずに、実際には行っていないという結果が出ています。これが4点目の問題として報告をさせていただきます。

そして、8月27日に実際に西芦田の原水と、それから東芦田の水のブレンドをするための作業を行って、明るる日の28日の9時半に送水を停止をしているということでございます。

それから、8月29日になって、既に給水をしているところに誤って水がブレンドされているということで、市内の3カ所からまた濁った水が出てきたということでの濁水事故の通報がありまして、そういう事故が発生しているということが8月29日にわかったということでございます。

それと、9月6日には濁水事故の2つ目の部分について、これは水質検査を温水プール

のほうで行った結果が出ている日になります。

それと、9月11日なんですけど、ここでは8月22日に濁水事故が起きた温水プールがございましてグリーンベルからの通報について、このことを管轄しているのは青垣の支所になるんですが、そこの支所長から当時の工務課の課長、それから現在の工務課長、それと前の水道部長のほうにメールで8月20日の作業、それから8月22日の濁水事故についての報告があって把握はされていたんですが、そのことについての市長への報告がなかったというのは9月11日の問題点として挙げているところでもあります。

それと、次のページになりますが、これは24年9月の上旬になりますが、ここでは本井戸の検査結果を既に確認をしているにもかかわらず市長に報告をしていないということで、これが21年11月30日の検査結果のことなんですけど、この辺のことについても問題であろうということで、6点目の問題としております。ここで特に前の水道部長のほうには検査の結果を把握していたけれども今さら表に出せないという判断の中で、当時相談を工務の課長へ、前工務課長、それから工務係の主査、そして施設係の係長、主幹等が結果を把握していたけれどもそういう水道部長等の指示に従うということで、（聴取不能）のほうでそういう指示に従って表に出さないという判断がなされたという点でございます。

それから、24年9月になりまして、健康福祉事務所のほう、これは県の施設になるんですが、いわゆる保健所をつかさどっているところになります。そこから西芦田の浄水場の施設の改修後の届け出が提出されていないという指摘がありました。これは濁水事故が起きたことについての新聞報道がありまして、浄水場の一部改修をしたことによって新たに水質検査を都合によってしなければならないということが行われていないという指摘が9月の中旬に行われたということでもあります。

7番目には、その指摘を受けて水道部の前部長が届出書の作成の指示を行ったということで、これが平成24年4月1日の開始日として届出するようにというようなことで指示があったということもございます。その当時については、担当者もかわってはいたんですけども、24年3月30日付でつくって、当時の担当者名で提出をしたんですが、本来の開始というのは1年早い23年4月1日には開始していたんですが、そこまでの日付をさかのぼるということは保健所のほうもできないというようなこともあったようで、24年4月1日付の開始ということでの届け出まで書いているということでもありました。

それと、8点目については、この間地元のほうでも説明会を行ったり、議会のほうでも説明をする際にも検査の結果が既にあるにもかかわらずないということの発言をされてき

たというのが8点目の問題になっています。

それと最後なんですが、これについては21年11月30日の検査結果の確認を濁水事故が起きたということでもう一度その経緯についての調査をするように指示がありまして、再調査の中で検査結果があったということを新しい係長が検査結果の内容なりを確認をしたということで、それを工務課長のほうに報告をした時期になります。その後、水道部長のほうも12月27日にこの結果を水道部長のほうにも報告がされたので、平成25年12月27日に確認はされ、そしてちょうどこの時期に消防本部のほうの事件もあって、報告について水道部長も迷っておられたというようなことのようにやったんですが、消防本部の事件を受けて報告を27日にされたということでもあります。

それと、1月に入りまして、9日の日に平成21年11月30日の検査表のコピーをこの時点で確認をされ、そして1月10日に水道部長から21年11月30日付の東芦田新水源の水質検査結果があったということを市長のほうにも報告がされたという、そのような流れになっています。

これについて9点ほどの赤のしるしを入れておるんですが、このことについてのそこで問題起こした職員等の聞き取り調査等が正確なものがまだ整理されていないということもありまして、先ほど言いましたように、ちょっと分析したようなことについては、まだ資料としては提出させていただいておりませんので、流れだけ簡単に説明させていただきたいということで、終わらせていただきます。

●大内委員長 以上ですか。ありがとうございます。

じゃあ、今ご説明いただいた新しい資料なんですけれども、ご説明いただいた範囲で何かご質問ございましたら。

●北林委員 全部を関係するかもわからないんですけど、住民の反発というか、反対ってなければ進まないという、今のところあると思うんですけども、そこらあたりはまずどこら辺で出てくるのかと、もう一つはやはりこれは住民の合意がなければやらないよと、こういうふうなことになってるんですか。そこは何かそのセクションじゃないとわからんところがあるかもわからないんですけども、要はそこらあたりの顔が変わって、声というのはどこらあたりで出てきて、職員にとってはそこらあたりというのはものすごく大事な部分だと思ってるんですけども、ちょっとそのところがどこら辺で見えてくるのかなというのが。

●安田総務課長 工事を実際に着手したり、それからこの西芦田の場合でしたら拡張工事

をして水源そのものがまた変わって新しい水がここにブレンドされるということでしたので、そういう状況が変わるといっても含めて事前には地元のほうには入って調整もしてきていると思いますし、当時そのことについて自治会等とのやりとりもあったり、いろいろ申し合わせというんですか、そういうこともあったように聞いておりますので、当時からそういう調整はしていると思います。

●北林委員 その申し合わせというのは何かペーパーか何かできちっとされるんですか。単にお互い信義誠実云々ということでお互いに合意が大事ですよという話なんか、ペーパー上で何か進めるにはちょっと（聴取不能）みたいな。いわゆる要するに職員の行動というか、次にステップするときには足かせ手かせというか、そういう拘束になるようなことというのは何か決めておられるんですか。

●安田総務課長 たしかちょっと、はっきりした記憶ではないんですが、そういう申し合わせというんですか、確約書というんですか、それは地元自治会と取り交わしをされているところもあったと思いますので、ちょっと一度確認してみます。

●上脇委員 1点だけいいですか。

おそらくこの件は後日に詳しくやることになると思うんですが、市長への報告があつてから市のほうで独自に今のところその事情を職員から聞いておられないということですが、だからこういうのが発覚したから私たちのこれができたのかもしれないかもしれませんが、市の内部で再発防止委員会のほうで聞き取りは今後もしないということなのか。言いかえるともうこっちに丸投げ状態なのか、やられる気がまだあつてそれを単にやっておられないだけなのか、そこだけちょっと教えてください。

●安田総務課長 この水道の関係については、現在百条委員会でいろいろ調査をされておりました、市のほうとしてはそれまでにその都度その都度起きたことについては、防止委員会のメンバーである副市長なり、前来ました企画総務部長で事情聴取をしている部分も断片的になんですがあることはあります。それとあと、水道部としても独自に聞き取りをしたりしているところの会議録もあるんですが、そういったものが当初お渡しさせていただいた消防のようにきちっと整理してやっているというものはちょっとなかったもんですから、その辺の収集がちょっとまだこちらのほうでできてないというところなんです。

それで、今後その調査をきっちりとするのかどうなのかというところなんです、現時点ではするということについて私のほうはちょっと把握してないんです。

●上脇委員 部分的にはちょっとされてるんですね。

- 安田総務課長 はい。
- 上脇委員 それはテープに残ってるんですか。
- 井尻文書法制係長 本日の資料の8のところに、水道部が行った聞き取り状況があるんですが、これについての記録は残っていると思います。それと、企画総務部のほうでの聞き取りは、音声記録が残ってるのかわからないですけども、個別の記録はあるかと思えます。
- 上脇委員 水道部のほうが8のほうで、完全かどうかちょっと置いといて、なくはないと。総務のほうでやったものについては……。
- 井尻文書法制係長 事務局のレベルではまだ掌握してないことなので、確認をさせていただきたいと思えます。
- 上脇委員 全くないよりはあったほうが僕はいいと思ってますので。
- 大内委員長 それも何か記録ちらちらと読んだら、これ議会のほうでも証人喚問とかされたのかな。今後予定があるんですかね。その辺の資料なんかはどうなんですかね。早期に入手が可能なのかどうか。
- 安田総務課長 そうですね、議会のほうは今回のこの百条委員会の中で会議録が1週間ほどしたら公表されますので、それを入手するということで。
- 大内委員長 1週間ぐらいで入手は可能なんですか。
- 安田総務課長 提供は可能だと思います。
- 北林委員 そうしますと、水道の関係はこの3つの事案とも百条委員会にかかるとるわけですか、中身。消防のほうはそれはかかってませんと。
- 安田総務課長 すみません、告訴の分はかかってませんので、新たな事案とこの水質検査の分ですね。
- 北林委員 が百条委員会にかかっている。消防のほうはそうじゃないと、公益のほうで通報があった分についてはそれはそちらのほうで処理というか、対策立てていく、こういうことになるんですか。対策というたらおかしいですけど、今のその議論の場というのはもうこの場だけということになるんですか。
- 井尻文書法制係長 4つの事案のうち、告訴事案については、百条に関連するんですけども、それのみが入っておらず、あとの3件については百条のほうで。
- 元吉委員 先ほどの入ってる。
- 井尻文書法制係長 はい、消防も入ってます。

●元吉委員 入ってる。告訴だけが入ってない。

●北林委員 そうなんですか。

●大内委員長 告訴、告訴扱いです。取り下げましたけどね。

皆さん多分お聞きされてるのは、今後どういうその資料を収集、提供していただけるのか、提供していただければこちらがどういう調査をせないかんのかというところをまず今日は整理せないかんからということだと思っただけですけどもね。

●元吉委員 それと大もとに、前回も話題になってますけれども、ここが何のための第三者委員会かということがやっぱり課題になってくるかなと思われまます。違いが、この間のフロー図がありましたけど、不正事務処理等再発防止委員会が一応役所内に設置されているんですよね。この機能のうち不正事務とは何かという、不正事務摘発委員会のような、そこを明らかにせよという部分と、それが今後起こらないように、それこそ再発を防止するための委員会機能と、おそらく2種類あるんじゃないかなと思っただけですけども。最初の不正事務はどこで起きて誰がそれに関与し、どんなところまでの不正なのかという、多分明確化は百条委員会なり、それから警察なり、しかるべき公権力なり、権力を持たれた形で明らかにするほうが効果的であり、明確になるんじゃないかなと思われて、そこを改めて私どもが資料をいただいたり調べることも困難ですし、またそこに二度手間になって、重ねても意味があるのかなのかと疑問に思うところがあります。

もう一つの、本来庁内でじゃあそれをもとにできるだけ早くやはり二度と起こらないように再発防止しなきゃいけないよねということがもう一つの役所事務として発生してるんですけども、どっちかというところ前者の不適正なところを明らかにせよという対策に追われてしまって、本来の不正防止のためのじゃあ処理はどんなふうに行っているんですかというもう一つの資料を例えばいただいて、それが本来機能しているのかどうかを例えば私たちが第三者として本来あるべき自浄作用は働いてますかということをチェックするのか、少し2種類に分けて議論していかないと。

●大内委員長 ただ、諮問のね、市長から出てきてる諮問を見ればもう全部入ってますね。

●元吉委員 載っちゃってるんですけど。

●大内委員長 それと、ほかはないかということまで入っておりますのでね。諮問を受けてやる委員会ですから、それは再発防止しかいたしませんわというわけにはいかないのでしようけれども、ほかのところ調査されて出た結論についても検証する必要がある。議会が出

された結論をどうこう検証するというのはおかしいかもしれませんが、市の内部でいろいろ調査されてることについては検証は必要なのかなという気はしておりますね。

●上脇委員 理論的には、今指摘されたことでいいと思うんですね。問題はそれを踏まえて我々が2つの論点をどう対応していくかなんで、繰り返しになりますが、総務のほうでもし聞き取りされてるんだったら出せるものは出していただきたいし、議会の議事録があるんであれば出していただきたい、事実は事実として。それを我々がどう評価するかはまた別ですので、お願いしたいと思います。

●大内委員長 今ちょっと水質検査に係ることを先にしようかなと思ってたんですが、今日は、少なくとも今日の予定は、一応今まで出てきてあらかじめいただいた資料について読んでいただいていると思いますので、これは皆さんの率直な感想とか、あるいはこの点不明であるとか矛盾点とか、そういうのをざあっとお出しいただいて、それでそしたら何か今大体そろってるとか、この点は追加しないと、資料として追加していただきたいとか、あるいはないんだったらどういう格好で調査しましょうかと、そういうところまで突っ込んでできれば、フリートークをしていただいた後で整理して、そこまではやりたいと思っています。

私が、私の個人的な感想では、消防のほうはかなり資料はそろってると思うんです。まだ議会のほうでもやってらっしゃるということだから、さらに資料もあるのかもしれないですけど、一応まとまった形でそろってるので、どれから手をつけましょうかということでもないですけど、消防をやって、それから告訴事案をして、告訴事案と関連してます新たな事実、それと本日の水質検査、大体そんな形で取り組んでいったらどうかなというふうに思うんですね。

●北林委員 1点だけよろしいでしょうか。

●大内委員長 はい。

●北林委員 もうそれでいいと思います。ただ、ちょっと頭の中にずっと気になってることは、議論を下げ戻しするというわけじゃないんですけども、水道、消防というのとそれ以外のこの絵でもその他の部局と、こうあるんですよね。そのところをどうするかですね。ということは、誰かという、それはもうそれでちょっと置いときましょうということになったらこの部分についてずっと深めていったらいいと思うんですね。やはりこれだけではなくて、その他の部分というのも、市長からの諮問にもあるんですけども、その部分というのはまだ何かあるかわからんし、答申出すためのということもあるかもわからな

いと。こういうことだったらそこもしなきゃならないということで、その部分というのはやっぱりどう処理するかというのがお互いの頭の中でそれなりに統一というか、同じようなところになっていったほうが各消防なりそれを掘り下げるときにはいい議論になるんじゃないかなというのをちょっと思うんですけどね。

●大内委員長 そうですね。私もそれはね、それはその他のところをどうしようかなというふうに思うんですよ、やっぱりね。その他のところはどうなんですかね。やっぱりアンケートとか、どこか抜き打ちじゃないけれども、そんな抽出して聞き取るとか、そういう方法をする、ほかに何かありますかしらね。

●安藤委員 アンケートが一番いいような気がしますけどね、匿名で。

●大内委員長 アンケートも、管理職と管理職以外とかね。ちょっとそういう対象者によって中身を変えてね。

●北林委員 だから、その部分というのは非常にややこしいというか、議論が出てくるところやと思います。だから、それをするかしないかによって、そのためにやっぱり何回、1回か2回委員会も必要になるし、やりとり必要になると思うんですよ。そこらあたりでちょっとこう岐路が出てくるかな。そのあたりのイメージをこの委員会としてはやっぱりその部分も資料なりあるいは調査というのを必要とするというイメージでここら見てるのか、いや、そこまではできまへんでという感じで……。

●大内委員長 できる限りということですよ。

●北林委員 そこのところ辺でちょっと道が違ってくるんかなという気がちょっとするもんですから。もとに戻して若干申し訳ないんですけどね。

●大内委員長 いやいや、それはもう常に頭にあるんで、それをどこにはめ込むかというかね。

●北林委員 どこにはめ込むかという。

●大内委員長 今言ったように、消防と水道3つやっていったら3、4、5、6でもう1カ月ずつで3、4、5、6でもうそこまでですね。そしたら、その辺で議案にもかからないといけないし、そしたらその他をどこに入れ込むんだというんもありますからね。

それで、その他もまた、また話が順番もごちゃごちゃで申し訳ないんですが、その他についてはどのように皆さんお考えですかね。

●上脇委員 私個人的には、今抱えている問題について、やはりなぜこういう問題が起きたのかを調べていって、それはこの部局に限らない理由だなということであればその他を

やらざるを得ないと思います。そうじゃなくて、これはもう明らかにこういうところでは起きないようなものだったというのであればあえてその他をやる必要はない。ただ、念のためにやるというのにはあり得るとは思いますが、この問題をもうちょっとやってからその他をやっていかないと、むしろそっちに気をとられると今まさに処理しないといけない問題がちょっと逆におろそかになっちゃうかなと、それをちょっと心配してます。期限はあるとは思いますが、我々がやっぱり課せられた役割であればそれは場合によっては期限守れませんが、ただとことんやりますというのにはあり得る話なので、期限を余り優先しちゃうとここまでしかできませんでしたの委員会になりかねないので、それだったらとりあえずやれるところをやって、その理由をまずは解明するというほうが建設的かなと。最初からその他まで最初からやりますとなると、もう焦っちゃって焦っちゃってもう何もできなくなっちゃう。

●大内委員長 先生のおっしゃることはもう現実はそのとおりでありますけどね。私ざっと見た印象では、何が問題かという、直接行為した人、上の人がそれを容認しちゃったでしょ。しかも一番トップに近い方が容認してる。そういう体質っていうのはほかにもやっぱりあるのじゃなかろうかというおそれがありまして、やっぱりほかにもそういう意味では何らかの調査せないかんと違うかなと、これざっと読ませていただいて感じてるんですね。それでついつい先走ってその他をどうしましょうと。

●元吉委員 今上脇さんがおっしゃった、大内さんと全く同意見なんですけれども、先ほど私が不正そのものを暴くことはプロにお任せする必要があるだろうと言って、そのときに、不正をどう捉えるかといったときの直接関与しているその事象は明らかになるけれども、実を言うと不作為の部分で、それを黙認してたり気づかなかったという部分は多分暴かれるところには出てこないだろう組織の構造があるのかなと思うんですね。そこが本来の起こった原因じゃないかなと見抜くような、先ほど上脇さんがおっしゃったようなところまで視野に入れると、結果的にそういう上の人たちがじゃあどういふマネジメントをしてたのか、どういふ業務管理をしていたのかというようなところは当然その部署はどうだったんですかということも聞かなきゃいけないし、ほかの部署はそれに相当することをどうしてましたかということが質問が想定されるんじゃないかなと思うんですけど。

●北林委員 ちょっと先走ったあれになったら申し訳ないんですけどね、これは議会のほうも去年の9月に議会のほうで防止策を出されとられるね。その前には内部の副市長さん中心として出されてるという。それらをざっと見ましても、皆さん当然の話ながらすごい

議論をしたり、回想も何かして出されておられて、まあまあ思うところは大体似たような感じかなという、こういうような感じもしてくるんですね。そうしたときに、やっぱりこの委員会何が違うかなと、こういうときには、ウイングはもっと広いところから答えを出してくるところ辺がちょっと違う点も一つより多く出てくるんじゃないかなと思うんですね。だから、その意味からいうたらやっぱり視点というか、市としてはやっぱり全庁的に見る中でまずは消防の話を見ますと。しかしながら、先ほどの副委員長が言われたようなことというふうな部分おそらくあると思うんですけども、そこらあたりはやっぱり視野に入れないと、どこに力を入れるんやと、こう言われたときに、今度しんどい点が、先走ってあれなんですけどね、ちょっとこう出てきたんですけどね。

●大内委員長 違いはね、我々も立場が全然違うから、内部の人間ではない、いわゆる第三者ですから、第三者の目から見て、結論的に同じになればそれはまあ結論的には同じになったというだけのことで、それはそれでいいかなと思いますけど。

どんどん言ってください。とりあえず1時間ぐらいはフリートークでやりましょう。

●上脇委員 1年任期があるんですよね。だから、8月をその後も含めて僕は視野に入れなくてもいいと。

●元吉委員 なるほど。

●大内委員長 中間報告、かなり詳細な中間報告を出せばいいという。

●上脇委員 その他をその後やれたらやってもいいわけで、任期は1年ですから。

●元吉委員 少なくとも4つのことを明確にする中で明らかになったものを持ってその後。

●上脇委員 そうです。僕はもうその他の部署もこれはやらなきゃいけないんだったらやらないとだめですよ、それは。期間が来たから終わりじゃなくて。1年の任期の間でやることはやらないとまずいだろうと思います。まずはこの件だということですね。

●大内委員長 まずは5-4ということですね。

●安藤委員 先にやって中間報告出して、それからその他に行ってもいいけどね。

●大内委員長 そこまで、そんなその他まではね、実際問題4件だけでも大変だということ。

●上脇委員 そうそう、だから結局そこは4件をやってみてどうかだと思っんです。

●大内委員長 おそらくその他も必要であろうという今の感じだと思いますね。

●上脇委員 それもやっていく中で何となくそうであればもう事前にアンケートしよう

かね。何かやることがあると思いますので。

●元吉委員 その他の何が必要かを見せてくるでしょうということですね。

●上脇委員 そうそう、そうそう。まだ我々がお互いに情報共有し合っていないです。お互いが読んでますが。そうだよねって言って確認したってないもんね。まずそこをやったほうがいいかな。

●元吉委員 賛成します。

●大内委員長 ということで、そうしますと。水質のことはまた一生懸命読んでくるとして、とりあえず資料が出てるものの中で、今申し上げたように、もう順不同でも、それとも消防から行きますか、一番きっちり資料がしてる。

●上脇委員 そうですね。やっぱり順番にしていっていったほうがいいと思うんですね。

●大内委員長 あんな感じでいいですかね。消防をやって、告訴事案やって、新たな事実やって、水質まで。

●上脇委員 ですね。資料が出てる順で。

●大内委員長 一応ね。順序はまた結論に応じて変えるとして。じゃあ、今日はまず消防から行きましょう。

消防を読んでいただいてもうざつくばらんな感想、それから疑問点、不明点、矛盾点ですね、順不同でどんどん出していってください。記録のほうはお願いします。

●元吉委員 あと、そうやってるうちにこの私たちの議論の進め方も事例として。

●大内委員長 その中で合意が形成されていくんですね。

●元吉委員 しやすくなると思うので、ほかの事案が審議しやすくなるかなと思います。

●北林委員 ちょっとお聞きしたいのは、この消防ですけどね、これ職員は皆消防職員の方なんでしょうか。ここの中には一般事務の方というか、そういう方はおられないんですか。

●安田総務課長 消防本部の中にはおります。

●北林委員 おられるんですか。この絵の中で一般事務の方は例えば職制としてこの…

●安田総務課長 今のフローの中ですか。

●北林委員 はい。

●安田総務課長 にはいないです。

●大内委員長 1階もあるんよね。これ2階ですよ。図面の。

- 北林委員 いや、だから市長部局のところからいろいろの中で消防に行くとか、そういう方はおられない、大きなところで。
- 安田総務課長 一般事務職が消防署のほうに派遣されてそういうことはしております。
- 北林委員 それはあるんですか。
- 大内委員長 出動するんじゃなくて、事務の専門の人ね。
- 北林委員 そうそう、そうそう、そうそう。
- 安田総務課長 このフローの中の出てくる者は全てそういう消防の職員として採用された者ばかりなんで、事務の者はいないです。
- 北林委員 いないんですか。そしたら、全体では消防職員というのは何人ぐらいおられてる。消防署というか、消防署に勤務する職員というのは。
- 荒木文書法制係主幹 74です。
- 北林委員 そのうち市長部局から交流とかなんかで来られていっておられる人というのは何人ぐらいおられるんですか。
- 安田総務課長 1人だけです。
- 北林委員 1人、なるほど。その1人というのはどういうポジションにおられるんですか。
- 安田総務課長 総務課におりますので、直接この今回の事案とは全く関係ないですけども。
- 北林委員 それはいいんですけど、総務課におられる。ちなみに、その方はどんな仕事になるんですか。
- 安田総務課長 そこで今消防署の訓練棟工事をしてるんですが、その建設の事務を主にやってます。
- 北林委員 なるほど。
- 大内委員長 ということは、消防本部、消防で物を購入するときは実際に出動されるような方がこれこれというような形で、今回もそうなんですけれども、物品の購入だけその事務の方でやるとか、そんなことはないわけやね。
- 北林委員 そこを通るわけですか。例えば現場の人が何か買います、したいというときお金の流れの中でその事務の方のところを通るような格好にはなってるわけなんですか。
- 安田総務課長 この流れだと通らないです。
- 大内委員長 お金を出してくださいというのだけで通るわけですね、買った後。違うん

ですか。

●安藤委員 決裁が終わったら。

●大内委員長 決裁、決裁。

●安田総務課長 決裁ルートは、例えばこれでしたら消防署の中の消防課という課なんです、その中で全て物を買うときの伺いの決裁、それから買った後の代金の支払いですね、そういったものはこの課の中でもう完結しますので、今言われる総務の事務方のところを通るとかいうことはないです。

●北林委員 ない。支出負担を実際するときもそれはないですか。決裁終わりました、実際に出してちょうだいよというときもそこはもう関係ないんですか。

●上脇委員 この事案は最後の最後はこれもう消防長のところへ行くんですが、順番で行くと、まず一番最初が入札から始まるわけですね。その入札のときにちゃんと法令遵守されていたのかどうかというのを確認から聞きたいんですが、何か一部読んでとお任せしてましたみたいな話が出てくるので、本当に職務執行をやる上でこれに基づいて最初からやっていなかったのかどうかね。そこのところのちょっと確認をしたいんですが。

●元吉委員 最初からやっていなかった。

●上脇委員 最初からというか。

●大内委員長 まず入札がありますよというそのお知らせから始まるわけですね。

●上脇委員 課長は答えてないですよ、点々、点で。何で知らないのかなというのが、素朴な疑問があるので、法令上はどうなってて実際こうなってたというところから教えていただくと、もう最初から間違方向に行ってるのか、途中で間違うのか。入札して札あけるっていったときにはたった一人で普通しないですよ。

●元吉委員 通常の入札事務の取扱規程というのはどうなってますか。それはほかの部局も合わせてだと思えますけれど、複数の人で開けるとか、その当該部局の職員のみで実施するような要綱になっているのか、それともこういうことはありがちなこと、他でも可能性があるとしたら、他のいわゆる部局の人が入って手続をすとかいう規程はありませんでしたか。

●大内委員長 入札の規程の仕方ってありましたよね。

●上脇委員 どっかあったんですよ。一つ一つちょっと確認したいので、そうしていかないと。もうざくっとした感じだと。

●安田総務課長 ピンク色の丹波市例規集の120ページになりますが、ここの第88条

で、この第4節というのが随意契約という契約の方式になりまして、この契約でいくと随意契約を行う場合は予定価格の限度額についてのことがここに書いてあるんですが、今回のケースで言うところの(6)番、前各号に掲げるもの以外のものは50万円、予定価格が50万円以下の場合はこういう随意契約という契約方法で契約をすることができるという、それに基づいて今回契約をしております。通常は入札という形で、指名競争入札とか、業者を何社か指名して札を入れていただくというような方法とか、一般競争入札ということで告示をして入札フローというのがあるんですが、価格が非常に低い、ここで言うような金額に該当するものについては随意契約という契約方法で契約をすることができます。その場合89条に見積書の徴収というのがあるんですが、2社以上のものから見積書を徴さなければならないということで、今回は10社とってるんですけども、10社から見積もりをとったということで、その中で一番低い金額を提示したものについて契約をすることができるということになります。その場合の見積書を、そしたら今度出てきたものを、期限で出てきたものを開札することになりますので、その開札については部署の者で開札をしないとイケないということになっていますので、通常ですと……。

●上脇委員 これ条文ありますか。

●安田総務課長 それはですね、そのことについては財務規則にはうたってないです。

●上脇委員 規則にはない。

●安田総務課長 はい。入札のやり方についてはうたってあって、それを準用してるという形で今取り扱いをしてるということなんで、その場合は課長が執行者として、あと2名立ち会い者が担当者であったりということで立ち会いをするということで、普通で開札の場合立ち会いをして、こういう結果になりましたという開札結果表というのをつくるという流れで従来からやっていますので、そのやり方からいくと今回課長が中で立ち会っていないということで、一人だけで副課長が開札したということについては、現在の取り扱いからいうと違った取り扱いをしているということにはなりません。

●上脇委員 規程は後でもし確認できるんだったら教えていただきたいのと、その今回のようなケースがこれまで消防ですずっと行われてきたのかどうかというのが1点と、ほかの部署ではどうなのかというのはこれは一応可能であれば。要するに、これは後の話になるんですが、最低でも今回に限って立ち会いなしで副課長だけでやったのかどうか、その確認なんですけど。

●大内委員長 ちょっと聞き漏らしちゃったんだけど、随意契約の場合の見積もり合わせ

ですね、いわゆる複数見積もりをとるといふ。それについては何かマニュアルはないんですね。

●元吉委員 1つ確認したほうがいい。

●大内委員長 マニュアルというか、文章になったものはないんですか。あとは、慣例でそういうふうやってたということかな。

●元吉委員 今おっしゃったのはそのように聞こえました。

●大内委員長 そうね、そう聞こえたんですが。できるだけ入札のやり方に沿ってやるといふことが慣例、守ってなきゃ慣例にもならないんだけど。

●上脇委員 入札と開札とあつて……。

●安田総務課長 あと、あるのが154ページに、丹波市物品購入事務取扱要綱というのがありますが、何人立ち会うとか、そういうことについてはちょっとここではうたっていないです。

●元吉委員 見積もりを徴収するだけですね。

●安田総務課長 そうですね。

●上脇委員 そこ結構重要で、要するに法令遵守最初からしてないのと評価が違ってきますので。

●大内委員長 いわゆる入札とは違う、どこまで厳格にやるのかということと、入札でその札をぐちゃぐちゃにしたというのは、それはもう非常にけしからぬことですが、いわゆる複数見積もりをとりなさいよということであれば、業者に安くしてくれんかというて安くなればそんなに問題が、どこに問題があるのかなという根本的な疑問もありますので。

●上脇委員 もう一つ僕聞いている意味は、課長は記憶がないっていう話になってますので、そういう意味で言うと、どの部分が記憶がないのかね。開札の日程については当然これ課長知ってて当たり前なのかどうかですよ。にもかかわらずどうもそこを点々、点で答えてないですし、要するに管理職の方がそのところで曖昧だというのは、これは組織として大問題なので、ご本人の責任追及という意味ではなくてね。そこはちょっと正確にしておきたいんですよ。

●安田総務課長 こういうふうにして業者に見積もりをする場合に、見積もりの通知書というのを市長印を押して出します。見積もりをいつまでにしてください、開札はいつしますというふうなことを書いたものを出します。

- 大内委員長 誰から誰に。市長名だけ。
- 安田総務課長 市長名で業者に、10社に。その場合に事前に課長までの決裁はおそらくとって通常ですと出しますので、そこで課長は把握してるはずだと思うんです。
- 上脇委員 まず、その日にちはわかってますよね。わかりました。その後なんですが、開札するとき、それはどうなるんですか。細かいんですけど、もうその日に全部やっちゃうのか、開札。であれば、入札日がわかってれば課長は開札する日もわかってるということになりますが、日を変えるんだということであれば、あるいは変える場合があるのであれば、課長が知らない場合がなくはないんですが、どうなんです。普通はあり得ないことですね。
- 安田総務課長 そうですね、もう既にその入札通知のときに普通、開札ということを書いてますので、それを変えるということはいずれあり得ないです。
- 上脇委員 ないですよ。それ何で課長が知らないって言ってるのかですね。
- 元吉委員 基本的なことをお伺いするかもしれないんですけど、入札という扱いにこれは当たるんでしょうか。随意契約で相見積もりをとるという案件のような、今先ほど適用の条文の事項をおっしゃられましたので、通常の入札案件の開札という取り扱いになるのか、ちょっと確認をさせていただきたい。
- 上脇委員 競争入札とは違うけど、広い意味では随契であってもこれ複数で見積もっちゃうと結果的には競争することになっちゃうんですよ。どうなんです。そこはどうなんです、厳密には。随契で10社というのは僕は実は今日初めて知って。
- 大内委員長 大体2つか3つか。
- 元吉委員 あり得ないことはない。
- 上脇委員 なくはない。
- 大内委員長 今までどういうふうやってきたのかということがわからないと、これが普通のやり方なのか特殊なのかということもちょっとわからないですね。随意契約でここまで、実はきちっと10社も指定や開札してというのは普通ではないような気はする、特殊なような気もするんですね。そういうふうやるのがもう慣例でありましたということであれば、もうそれはそれで。
- 上脇委員 慣例かどうかの確認が本当は必要かなという気がしますがね。慣例であったとなると、課長が知らなかったらそれ自体が問題ですね。
- 元吉委員 そういう意味では、まず第1回目の見積書の提出を受けた時点でそれを課長

に報告してなかったという事務的な漏れが出てきませんか。

●上脇委員 決裁必ず課長ですよ。課長が関心を持ってなかったわけではない、他の仕事をしてた。何か議会のやつで仕事してたみたいな話がなかったでした。

●大内委員長 課長は全く知りませんって、知りませんって言ってるけども、副課長はこれからの製品が違うんで困りましたと言うたら何とかせえと言われたというんでしょう。それは課長の責任、課長の責任があるかどうかの問題の中で、知ってたか知ってなかったかというのは影響あるんだけど、知らなかったこと自体が問題でもあるし。

●上脇委員 そうなんです。だから、要するにこの仕組みとしてちゃんとチェックできる仕組みになってるんですかと。そういう仕組みでなかったらそこを変えればいいんであって。

●大内委員長 と思います。随意契約だから、どういう。普通は何社、3社か4社か、5社もあるけど、相見積もり出させて、どうしましょうかと。絶対に値の安いところに決めないかんというわけでもないんですから。

●上脇委員 最終的にはそうなるんですけどね。

●大内委員長 独断でずるしたということについては悪いんだけど。

●北林委員 これなぜ随契にまでこうなってきたかという最初のところの流れがちょっとわからない感じですね。

●大内委員長 三十数万円で10社見積もりとって、入札みたいに開札して、ちょっとそんなもんなんですかね。ちょっとそれはレギュラーのやり方ではおそらくないんじゃないかなという気はするね。だけど、そうしないといけないような、前にも何かいろいろあって、こういうふうにしましょうねと決めてるのにやらなかったといたら、そこは不適正な事務処理をしたということになりますし、これは入札じゃないんだからね。根本そういうものはありますね。ずるしてけしからんというのはあるけれども、違法性がどこまであるんやということ。違法でなくても不適切いうのはありますからね。

●上脇委員 僕の関心は事実関係なんですよね。評価はちょっと置いて、このこちらの提出資料、消防の資料の6ページ、資料の6で、4ページの下のところですね、提出資料、消防の資料6の4ページの下のところ、一番下のところですね。11月26日14時から開札執行するということをご存じでしたかといって、点々、点になってるわけですよ。

●北林委員 資料4の4ページですか。

- 大内委員長 資料4ですか。
- 上脇委員 資料6。
- 大内委員長 6ですよ。
- 北林委員 6の4ページ。
- 大内委員長 4ページの下のところ。そんなないけど。点々、点はないけど。見えます。
- 安藤委員 多分4ページにいっぱいあるんですよ。聴取ごとにページ数が1から始まっている。
- 上脇委員 ああ、そうか、そうか。ごめんなさい、ごめんなさい。そうか、一人一人か。ごめんなさい。それでいくと、4なので……。
- 大内委員長 通し番号が打ってない。
- 上脇委員 ないですよ。ごめんなさい。T課長が出てくる場所ですね。
- 大内委員長 T消防課長、あった、あった。
- 北林委員 資料5ではないんですか。
- 大内委員長 いやいや、6の中に分かれてるんです。6の中で分かれてて、消防課長だから3人目か4人目のところにある。その4ページ。
- 北林委員 ああ、点々、点ね。はいはい。
- 大内委員長 ご存じでしたか、点々、点。
- 上脇委員 開札執行日はご存じでしたかって聞かれて、全く回答がないというのが不可思議で、課長なのに何で知らないんだろうと。さっき言われたみたいに、市長名で文書が出て……。
- 大内委員長 多分知らないということなんやね、これ前後からいくと。知らないと言えずに点々、点。この間も言ったように分担してましてやったというのは管理職なので、副課長と係長に任せたということを言ってるんやろ。
- 上脇委員 これはおそらくこちらのフローのこっちでいくと、訂正資料のこの一番大きいやつでいくと、下のほうにちょうど真ん中のところかな、本人の主張による理由、背景の一番下のところで、④25年11月26日16時6分、消防本部消防課副課長ってあって、本人の主張による理由、背景を読むと、どうもその課長から何とかならんのかと言われたというのが出てくるんですね。その前までずっと読んでいただくと経緯がわかると思うんですが、要するにファクスで見積もりを後から出させたことについて副課長は課長に

言われたからともあれそんな発言をしてるんですよね。ところが、課長はそんなことは言っていないと。その関係もあって、開札執行が26日14時からというのをご存じでしたかという質問に対して答えてないんです。

●北林委員 その何とかならんかというところは何回読み返しても両者の意見が違うとか、はっきりした答えになってないんですよね、もう。

●上脇委員 仮にその部分については事実確認がもしできないとしても、さっきちょっと僕があえて確認したのは、内規でもいいから、何らかの要綱でもいいので、それに基づいたきちんとした開札が行われているかどうかなんです。そのときに課長がそれを知らないって言ったときに、慣例としてもうそんな法令遵守なんかやってこなかったのかどうかというのがむしろ重要になってくるかなというふうに思ったものですから。

●元吉委員 該当する適切な法令がもともとなかったのか。

●上脇委員 あるにもかかわらず課長がそれを遵守せずに適当な開札をやっていたのか、やらせていたのか、そこがちょっと気になるんですよ。

●大内委員長 あくまでこれ随意契約ですからね。随意契約における複数見積もりというか、入札の形をとった複数見積もりの取り扱い、それにそういうどう取り扱いなさいというマニュアル、文字になったものがないというふうに、私は今までのお答えでないのかなと思ったんですけれども、文字になったものがないんだったら要するに入札の形とらせて封したのをちょきちょきと開けてというふうな形を何でとってるのか。何でとってるのかということですよね。そういうふうにしなさいっていう慣例、慣行。

●上脇委員 課長の発言を見ていくと、そんなことをやっちゃったら違法だみたいな発言があるじゃないですか、何かそういう趣旨の発言があって、大変なことになると。それだったら自分はそんなことをさせないみたいな発言があるということは、内規できちんと一定程度、どれだけ法的な拘束力があるのかちょっと置いていて、そういうものがおそらくあるんだろうなと。そのまず確認をしておいたほうがいいのと、それが本当にちゃんと守られてきているのか、消防内部で守られてきているのか、もうなあなあでやってきたのかね。可能であればほかの部署ではどうなのかというのが気になる。だから、なあなあでやる体制でいくとそれは例えば一人の人に任せちゃうと不正はやりやすくなる仕組みになってしまいますよね。

●大内委員長 最終決裁のときに、これで買ってよろしいかという課長決裁のときにその見積書をつけるわけですよね。

●上脇委員 そうですね。そこもその次なんですよ。その次、ご本人は判を押した記憶がないって言ってますので。だからね、だから幾つか事実関係のところ論点が出てくるんですが、どうしても最後の最後は認められないときに我々として事実認定できないとすると、実はそこだけが論点では実はなくて、ほかのところ論点であって課長としての職務を果たしてないということであれば、それはもう改善してもらわないといけないわけで。

●大内委員長 本当は私は課長さんに、ではこういうのは実際にはどういうふうにするのが一番正しいとあなたは思ってますかというて聞きたいような気もするんですけど。知ってますか知りませんかじゃなくて、実際はどういうふうにするべきやというふうになってるんですかと。課長はそれすらどういうふうにするべきやというのがないとか、あるいは全然誤解してたとか、ものすごい厳しく入札と一緒にやらないかんのやと思うてたというんだったら、それはそれで何でそう思いましたかということだし、その辺は聞きたいような気がしますね。そういうのは、そういう論点はここには全然出てないですね。とにかく悪いことをした、えらいことをしたという前提で（聴取不能）から。そんないいことをしてるわけでもないけど。

●上脇委員 どの事実に基づいても問題があると、Aという事実であれ、Bという事実であれ、どちらでも問題があるということであれば、どちらであろうと改善してもらわんといかんわけで、例えばご本人は判を押した記憶がないっていうわけでしょう。だったら、判の管理はどうなのか、課長印の管理はどうなのかとかね。勝手に押せるような体制なんですとかね、そういう話になりますよ。事実確認できたらいいんですが、できない場合もあり得ますので。もう一回ちょっと後でもいいので、内規として何か文章があるのかどうか、本当に2人立ち会うというのがまずこれがあって慣例でこうだというのであればその確認だけです。

●安田総務課長 これは担当のほうは事業監理課という課、所管しているところになるんですが、これ現在警察のほうにも通報していて、私がちょっとそこの窓口になっていろいろ処理のやりとりをする中で、同じような質問が警察のほうからあって、具体的なそういう根拠になるものは何なんですかという問い合わせがあったんですよ。財務規則は確かに渡したんですが、そのときにその事業監理課長も同席をして話をちょっと聞いたところでは、やっぱりそういう根拠というのはもう今までの財務規則の入札のところを準用しているということで、具体的なそういう随意契約についての要綱というんですか、そういうものはないんですという話でしたんで、もう一度ちょっと正確に確認してみますが、おそ

らくそういうことだろうと思います。

●上脇委員 準用元のやつがもしあればそれも出していただいて、それは慣行でそうだと  
いうんだったら何か客観的にそういうのが裏づけられるものがあれば一番いいんですけど  
も。

●大内委員長 だから、明らかに規則なり規程なりマニュアルに違反してると言えるのか  
どうか、そののところすらちょっとよくわからなかった。

●上脇委員 誰やったかな、主査の人やったかな、あえて発覚するようになっていうのもあ  
りますがね。ということは、それを見たらおかしいというのがわかるということは何か理  
由があるんですよ。

●大内委員長 それとも、皆さんは入札はこっちやと、こういう頭なのか。何かすごく悪  
いんだけど。やっぱりそういう視点の調査というのは欠けてるとは思うんですけどね。も  
ともと実際はどうしなくちゃいけなかったのかという核としたものがあれば、じゃあここ  
が違う、ここが違う、ここが違うということになるんですけど、ちょっとその辺が。入札  
やったらもうはっきりしてますからね。

●上脇委員 それはそうなんですけどね。でも、それで発覚するだろうと思ったというこ  
とはこれまでの慣例でそんなことは許されないというのが何かないとああいう発言にはな  
らないかなと思います。

●大内委員長 警察のほうからも指摘されて何か今準備中ですか。

一つこの消防で大きな問題点はそこですよ。本当にどうしなればいけなかったのか  
という確たるものをまずつくりないとどこが悪いと言えない。

●上脇委員 これはほかにも随契があるわけでしょ。他にも随契あるでしょ、過去随契い  
っぱい。

●大内委員長 それはいっぱいありますよね。しょっちゅうあるよね。

●上脇委員 そのときには立会人にどうしてたのかとね。その辺の確認はできるんですか  
ね。こちらで文書出して過去どうしてましたという回答もらわないとだめ。

●大内委員長 私も知らないけど、三、四十万円で10社のきちっとした入札に応じた見  
積もりというのは普通じゃないですね。

●北林委員 普通はないですね。

●上脇委員 だからびっくりしたんですが、ただそうやってきたというんであれば。

●大内委員長 まあまあ、そうやってきたというのがまたいいか悪いかはまたその評価な

んだけどね。

1つ大きな問題点というか、出ましたね。他はどうでしょう。余りもう、どんどん時間はあっという間に過ぎていく。

●上脇委員 色々質問したいことはありますが、できるだけ、言ってもあれなんで。

●大内委員長 どなたかおっしゃったらそこから広がっていくから、とにかく何かよろしいんで。

●上脇委員 疑問に思うことは多々あるんですが、あれもこれもだとあれなので、主査の方は何か、係長かな、断ってますよね。

●大内委員長 見積もり。

●上脇委員 こうしろって言われたときに。断ってるにもかかわらずそれをやっぱり強制しようとしたという、これはおそらく……。

●大内委員長 断られたから自分でしたんでしょ、係長が。

●上脇委員 そういうケースって結構あるのか、そもそもないのかということも気にはなるんですけど。というのは、やっぱりパワハラっぽい話が出てきますよね。そこに結びついていくのかどうかという。

●大内委員長 係長が課長の命令に逆らえなかったというのはずっと出てますね。

●上脇委員 組織の問題なのか。

●元吉委員 そこに行く前にまず随意契約が誰が適正か適正でないかということ判断する責任を持っているのか、どこまでを適正か適正じゃないか判断できるのかってということによるかなと思うんです。その方が決めた意思決定があれば、例えばそれをきちんと上司から部下に理解できるやりとりがなかったとか、一方的な言い方で済ませてたとかいうコミュニケーションの問題はあると思うんですけれども、それはイコールパワハラと言えるかどうかというのも、随意契約における責任者とその責任範囲みたいなところが少し確かめたいところです。

●大内委員長 今事実上の責任者はというのは副課長さんだよ、どうもね。

●元吉委員 随意契約の場合は必ずしも安くなければいけないという規程がなければ、そのジャッジが何をもって適正、何をもって不適正かという基準が明確になってるかどうかという一つの問題と、そのことが上司と部下で共有されてたかという、判断基準の共有という話が先に必要なのか。

●安田総務課長 その点なんですけども、今回見積もりをとって入れた品物よりも少し

当初に安く出てきた品物があったんですが、今回の見積もりをとる時点においてある業者からこの製品でもよろしいかという質問は一旦はあったんです。それでもよろしいという返事をするに当たって、これも課長のほうまで決裁をとって、規格さえ満たしとったらAでもBでもどちらの商品でもよいという前提で見積もりもしてますし、再度質疑があったときにもそういう返事を各社にしてるわけなんです。したがって、今おっしゃるように、もう安かったこの製品でよいということが前提でしたので、この品物やないとあかんということで最初から指定をした見積もりをしていなかったということですから、それをあえてここで変えるということは最初に各社に言っていた条件と異なったことをしてるという、そういうことがございます。

●大内委員長 だから、契約はしてないんだけど。

●上脇委員 そうすると、自動的に案内を出していない、安いものでないとだめという結論になるんですね。だから、後から安い値でやらせてるわけですね、見積もりを。

●大内委員長 それは信義則上やから、きっと。

●上脇委員 最初からこういうものって言っとけば条件がわかりますから。その条件に合わないんだったら安くたってだめで、それはもう当たり前なんですけど、最初からそういう条件を業者に提示してなかったわけ。

●大内委員長 だから、安いところが当然、フェアに考えれば一番安く言ったところに決めるべきを、いやいや、あの製品でないといかんから、何とかせえということで、結局もう少し安い見積もりを出させてしたと。それをどう評価するかやね。業者たちは誠実でもない、信義にもとるよということになりますよね。やっぱり信義にもとるようなことは市としてはするべきやないと。トップはね、それは。そういうところを責めるのは。

●安田総務課長 今回この件について公益通報で法令遵守委員会が最終的に判断した中に、これはこの資料で言うと、消防の資料の1の法令遵守委員会の報告書一番最後、2枚目ですね、委員会の判断というところがあるんですが、ちょうど5行目ぐらいで、今回の事案についてはというところなんですけど、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の第8条に抵触するおそれがあるという判断をされてるということなんです。

●大内委員長 私もそれ読んだけどね、この委員会の結論がよくわからなかったのね。おそれがあるんですか。

●安田総務課長 この入札の中には、今議論のある随意契約、そういうものも含まれてい

ますということがありましたんで、ここに抵触するおそれがあるという判断を遵守委員会のほうでしたということなんです。

●大内委員長 それで警察通報しはったんやね、この結論。

●元吉委員 何をどう抵触するという。

●大内委員長 だから、随意契約でも準用されるとか、それはないんじゃない。私余り談合のこと知らないからまた調べますけど。法令遵守委員会ね。これは法律の専門家の助言を得てるんでしょかね。

●安田総務課長 この判断ですか。

●大内委員長 私もこういう委員会の結論が出るとから、これは法律に準ずるようなことなんかなと思ったんだけど、どうも随意契約より何かもう一つそのところが釈然としなかった。もちろんそれぞれ言い分の食い違いとかいうのもあるよりも、まず結論で違法なんかどうなのか、そもそも。フェアでないというのはもう重々わかりますよ。そんなフェアでないことを市がしてええんかと、業者さんに対していうのもわかるんですけど。

●北林委員 入札から随契になるとときには理由みたいなのをきちんと書いたやつが何か。金額でしょ、そうでしょ。そしたら、その金額の中であつたら50万円以下かなんかありましたですけどね。ほんなら、皆随契できますよと。ほんなら、その随契の中で、値段が安いものがええということやけど、そのところの入札の場においてもいわゆる人数等々も含めてチェック機能が働いてないということだったら、50万以下で随契できるというところ辺というのは何なのと、こうなってきましたね。それはそんなんはおそらくは額も少ないから、それなりにそんなアンフェアなことってないというのが一つの前例かもわからないんですけども、それ自身がもうこの段階では崩れてしまってるようになってもうとるね。そのところあたりがほかのものについてもどないなってる。

●大内委員長 随意契約でも入札に準じてやりますよとって民間に向けて発したわけだから、それはそれに準じてやらないかんやろうというのは、それはもう信義則のあれやと思うんだけど。信義にもとるという、それは。

●元吉委員 それは入札。

●安田総務課長 入札通知ですか。ちょっと通知書は今ないんで、また用意させていただきます。

●元吉委員 そうしてください。そのときにどういう条件をつけているか、信義上の。

●大内委員長 信義上いうか、どんな、入札のあれが。いつまでに入れてしてくださいと

いってそれで開札期日もいつですよと、こう書いてあるよね、いつ。それはそれに準じてやらないかと。でも、準じてやるにしても、じゃあその入札と同じように課長がどうせないかんとかどうかということと。

●上脇課長 副課長は課長に声をかけたが任せると言われたと言ってんですよね。これが本当かどうかちょっと置いといて、課長はそんなことは知らんと言ってるわけですが、どっちが事実かどうかはちょっと置いといて、もし本当に何か慣行でもあってそれをきちんと守らんといかんということでお互いの共通認識があったとすると、何でそんなことが起きちゃったのというところは重要になります。

●大内委員長 何かすつきりといきませんね。

●上脇委員 その点の聞き取りがないですよね。ちょっと僕の見落としがあるかもしれませんが、これまでどういうふうに随契であってもやってきたんですかと。そこは見落としがなければと思うんですけど。

●元吉委員 それどうやって聞きましょうか。質問事項にして返答もらいますか。

●上脇委員 過去、特にこの前後ですね。これだけが一人でやっちゃったのか。

●元吉委員 随意契約においてはマニュアル、明文化された取扱マニュアルがないということであれば、通常どのような取り扱いをされていましてかというのが質問です。それはこの件だけではなく、消防だけでいいですか。少なくとも消防。

●大内委員長 とりあえず消防でいいんじゃないですか。

●上脇委員 とりあえずは消防ですよ。

●元吉委員 封の開け方ですよ。

●上脇委員 そうでしょうね。開札の。

●元吉委員 それから、開けたものの確認及び届出、上司への届け出というんですか。

●大内委員長 これにしたいがよろしいかということでお伺いとかするんですかね。

●元吉委員 セットしてお伺いします。若しくは、それに変更依頼のようなものをかけることが今まであったのか、それからそれは決してやっては、これ全部マニュアルがないのでそうなる通常そういう取扱いは今まで全くなかったのか、ほかのところ、そういう折り返しをすることがあったのかどうかという質問をかけなきゃいけなくなってきますけど。

●大内委員長 やっぱりこの主査ですか、主査さんとか係長さんがすごい悪いことをしたというすごい罪悪感を持ってらっしゃるんで、やっぱりその何か根拠。

●上脇委員 があるんだろうなと普通は思ったんですが、ちょっと手元にそれが確認できないので、それはやっぱり確認しとかなきゃいけないんですが、慣行というか、慣例でそうだというのであればそれはもう我々としても文書として照会書出さないといけないですよ。そこが一番最初の出発点のところの気になるところなんですね。やっぱり課長の決裁が要るみたいだね。

●大内委員長 それは随意契約でも何でも最後は課長の決裁が要りますね。

●上脇委員 今までももし任せていて判を押していたのかどうかは重要になりますよ、これ。

●大内委員長 普通は任せますよね。最初に来たときに見積もり見て、ああ、そうかそうか、よし、これでオーケーというのが普通だろうから。そうすると、どんなふうにして見積書を出させるかも、任せるのかな。

●荒本文書法制係主査 課長が権限がある者です。

●安田総務課長 課長が。

●大内委員長 課長の専決事項やね、この。消防車買うとか、そんなことになったらもう本当にそれこそ入札できちんとやるんですよ。

●上脇委員 あえてファクスをつけて出したというのはやっぱり僕は気になる。誰かがチェック出来たはずなんですけど、そうであれ、事実であれ。

●大内委員長 でも、お金が出て品物を買ってるんだろうから、決裁はしてるんですよ。

●上脇委員 もう判は押されてる。それはどうも間違いなさそうなんですけど、だから…

…。

●大内委員長 判は勝手に押したんですかね。えらいことになる。

●上脇委員 何かそれらしい発言をしてるんですよ、課長は。

●安田総務課長 今課長の権限だろうかというご質問については、ピンクの例規集の36ページなんですけど、これは支出負担行為に関することということで、物を買う場合に事前にこういうのを買いますよということ起票しないといけないんです。それをするための権限というのが、ちょっと上のところが抜けてますが、18番に備品購入とありますね。これが100万円未満というのが課長の権限でできるところになります。ですから、ここで課長、その上が部長、副市長、市長という4つの決裁権限がありますので。

●大内委員長 それは課長のほうの決裁権限あることは間違いありません。最終的にはその

判こがないとお金が出ないだろうから、それは言ってるんでしょうけどね。課長が入札の検査員になってるけど、入札の副課長とか随意契約というの、でも入札における罰則というか、そんなのは適用されないですよ。されるんですか。

●上脇委員 どうですかね。

●大内委員長 30万円ぐらいのと言うたらいかんけど、そういう日常的にはちょっと値が張る買い物だけでも、一々10社から見積もりとって入札形式でやるというのが普通、そういうふうにやりましたというんだったらそれはそれでそういう認定であればいいんで、やっぱりそのこのところ、じゃあ委員会から正式に、正式にというか、質問させていただきますので、ご回答を、これ消防本部のほうでよろしいですかね。

●元吉委員 質問内容をもう一度確認したい。

●大内委員長 もうちょっと整理せないかん。どう質問するか。だから、随意契約のあれ何ぼ、50万以下、30万以下、50万以下の随意契約で物品を買うときに、通常どういう手順でもって購入をするか。入札の形式をとるのが要するに原則なのかどうか。そんなところまで聞いてしもうたらどうかな。

●上脇委員 法令等、内規も含めてね、法令等はまずどうなってますかというのと、このときどうされたんですか、その前後でどうされたんですかって単純に聞いたときにどうですか。

●北林委員 基準の部分というのは基本の部分こうありますよと。それに対して今回はこういう格好になってますよということで比較ができるというか、そういう話ですね。

●上脇委員 そうです。例えばこれがこうあって、慣行でこうです、それを証明するような何か過去の事例みたいなものがあるかどうかなんですよね。今回はどうだったのか。そうなんですか。

●大内委員長 だから、過去、3年前ぐらいのものは適当に見積もりとって決めてましたというのか、いやいや、入札の形式をきちっととってやりましたと。

●上脇委員 ちゃんと立ち会いして。

●大内委員長 入札の形式とるときに一体どんな形でやってたか。

●上脇委員 立ち会い。

●元吉委員 入札じゃないわけだから。

●大内委員長 入札じゃないからね。

●上脇委員 いやいや、開札のときにその2人の立ち会って先ほど説明されたので。

●元吉委員 開札じゃなくて。

●大内委員長 入札でも。

●元吉委員 入札じゃなくて開札という扱いでなければ、単にもしかしてですよ、単にこれ最初に来た、見積もりが来た、そのことを課長に報告してなかった、報告義務を怠るだけのような気もしなくもないんです。まずそこに最初に金額が、正規の金額がそのまま課長がまず市長名とはいえ、その課の課長決裁事項である依頼書が業者に渡り、その業者が見積もりを来ましたと。誰があけてもいいんですけれども、それがちゃんと課長にまず1次報告がされていれば。

●上脇委員 報告の仕組みなのかどうかなんです。入札と同じような開札の仕組みで、慣行でやってたとすると。だからこそもめてるんだと思うんです。もめてるといふか、見積もりをもう一回出させてるわけですから。だから、実際の慣行はどうかですね。だから、僕らとしては普通随契だったらそうはしないよねと思ってもちょっとそれ置いといて、実際どうだったのかだと思ふんです。

●元吉委員 50万以下の取扱事項については見積もりを受けるという行為をどのように行っていますか、こんな感じですか。

●大内委員長 見積もりは絶対とらないといけないんだろうから、どのような形で見積もりをとってますか。それも金額に応じて、例えば5万円以下だったら適当とか、そういう規定もあるみたいだけど。それはでもばくっと聞いたら幾らぐらいまでやったらこうしますというお返事がありますかね。まさか文房具買うのにそんなそれも相見積もりとれというて言うてますけどね、今。

●元吉委員 相見積もりとっても全然いいし、金額で決定されなくてもいいんです。結局課長に全部まとめて報告されれば課長が正しく判断できた可能性はありますよね。

●大内委員長 でも、こんだけある、はい、どうぞ、課長が判断してくださいじゃなくて、こうしたいけどどうですかってお伺い立てるのがこういうのでしょ。

●元吉委員 そこですよ。

●上脇委員 最終的には判があるもんだから、課長知ってるでしょつつつて質問を受けてるわけですよ。だけど、知らん。

●元吉委員 結果しか知らん。

●大内委員長 結果は何か一番最終的には安くなったところに。

●上脇委員 さっきの僕が指摘した資料6の4番目か何番目かの6ページなんですが、何

カ所か出てくるんですがね。課長が足立さんという方に、今まではきちんと決裁が見ていたけれども、今回に限って副課長なり次長なりに言われて確認もせずに印鑑を押したということですかと質問されて、そうとしか言いようがないとかね。あと、最後の8ページのところにも、下から6行目かな、うまいこと押すように仕向けられたのはあり得ると思いますとか守本さんに言われてますよね。そういうのがどっちが事実かは、さっきも言うように、最後の最後僕らでも認定できないかもしれないけど、こういうことがやっぱり起こってしまう原因ですね。ここがポイントだという気がするんです。

●北林委員 同じ行政やってた者として、そこら辺は僕らずっと目が行くところあるんですけども、おそらくそれは入札という、副課長さんがね、実質的にいろいろと力を持ってやって、それなりになって、よく知ってるというんで、おそらく決裁とかそういうところの部分というのはぱっと持っていかれてしたら、もうそんなに吟味することなく押されたというのは推測できる。ただ、こういうことになったときにおいて推測で、そうやな、しゃあないわということにはならないから、基本はやっぱりそのところはきちっとしなさいよというか、おっしゃる必要は出てくるというのはよくわかります。

●大内委員長 抽象的ではありますが、随意契約のときにどういう見積もりのとり方をして、どういうふうに業者を決定してたかということでもいいですか。細かく言ったらまたややこしい、何個でも枝葉が広がっていくから、とりあえずそういう質問でよろしいですかね。

●北林委員 それと、最後に随契の取り扱い、例えば何人で開札しますとか、そこら辺の段取りも含めてそういう要領というのは、ここは要領で決めるとなってるんですけども、その部分というのはあったんなら、あるいはなかったら事実上どういう格好でやってますよというのがコメントみたいなのがあればですね。

●大内委員長 そういうのはもう非常に、順序立ててやってないんやったらそれはそれでまた、それはそれで問題があるでしょうから、どういうお答えになるか。余りこの話に時間かけてるわけにもいかんのですけれども。

●安田総務課長 委員長、休憩はもうとられるんじゃないですか。

●大内委員長 一旦とりますか。

●北林委員 ちょっと5分間ぐらい。

●大内委員長 休憩しましょう。じゃあ、4時から再開いたします。

〔休憩〕

●大内委員長 もうおそろいですし、再開してもよろしゅうございますか。

一応時間の制限もありますので、時間が余ったら先ほどの議論とかほかのものについてちょっとまた討議するとしまして、とりあえず次回以降の予定をまず先に決めさせていただいたほうがよろしいかと思うんですけれども。

大体どんな感じですかね。もう例えば3、4、5、6、7、8月ぐらいで本会議の日程をとっといたほうがよろしくないでしょうか。それとも、一回ごとに次いつにするかって決めますか。一応全部ぽっぽっぽっに入れておけばその間にこれを調べないかんとか、あれをどうこうせないかんとというのも入れやすいかなと。

●上脇委員 消防以外も一部もう資料が出てますので、ある程度日程を先に入れてもよろしいんじゃないですか。

●安藤委員 そのほうがありがたいですね。

●大内委員長 私もそのほうが。でも、絶対するということを入れて、もしも足らんかったら臨時を入れるとか、部会だけ入れるとか、そういう格好でどうなんですかね、事務局のほう。とりあえず月1回ぐらい、その固定の日を決めさせていただいて、それでここでばっかしということもあれなんで、丹波市のほうまで出向かせていただいてせないかんでしょうし。そしたら、聞き取り調査もひよっとしたらそのときに必要なものはできるかもしれないですし。日が決まったらそれに応じて予定立てられますので。

じゃあ、どうしましょう。月1回ずつぐらいとりあえず入れましょうか。

●上脇委員 まず、次がいつ入るかですね。そっちのほうが。

●大内委員長 次はどうします。ここですか、丹波市ですかによっても違いますね。

●元吉委員 議会とか。

●安田総務課長 議会のほうでいきますと、20日以降で言うと24日と26日と28日、これが議会の予定になってます。

●元吉委員 24、26、28がだめってことか。

●大内委員長 3月の大体1カ月ぐらいまでとしたら、24日の週ということですけども、24……。

●元吉委員 消去法すると平日だったら25か27。

●大内委員長 では、25か27で皆さんいかがですか。

●安藤委員 25は全然だめで、27は私はお昼から伊丹にいないといけないんで。

●大内委員長 私4時に明石にいないといけない。先生、お昼から。午前中で丹波市開催

は無理や。

●安田総務課長 もう議事を意識とかしていただかなくてしていただいてどうでしょうかね。

●大内委員長 そしたら、24の週で、とりあえず1日空いてますというところございますでしょうか。

●安田総務課長 まずは委員長の。

●大内委員長 私、26だったら1日あいております。それしかないでしょう。ほかに何か。

●安藤委員 午前中だったらいけるかな。

●大内委員長 ちなみに、28はいかがでしょう。

●元吉委員 28だめです。

●大内委員長 だめですか。もうおのずとやね、どこや、おのずと、25だめだったでしょ。26、私……。

●北林委員 これはあれですか、丹波で向こうでやるとすると、例えば丹波のほうでマイクロスミたいのあるんですか。

●安藤委員 柏原の支所とかですね。

●北林委員 ごめんなさいね。そういう格好で、ちょっと僕交通手段がないものですから、仮にそれで行ったとしたらもう一日になるんですけど、仮にそういうなのが活用できますよということでしたらコンパクトにね、例えば10時ぐらいにどっか集合してばっと連れていってもらって、そこで2時間ぐらいやってしたら3時ぐらいには帰ってこれるかなと思いますし、ちょっと違うんですけども。

●安田総務課長 安藤先生おっしゃるように、柏原駅のところから5分程のところに柏原支所がありまして、その2階で会議ができますので、そういう方法もありますし、何でしたらまたその辺の車の手配はこちらのほうでさせていただきます。

●大内委員長 それで何だったら時間がある方だけ一遍消防本部とか行ってみるとか、現場見に行くとかいうことも可能ですかね。でも、先生、昼からはあれでしょ。26やったらよかったんですか。

●安藤委員 26は3時ぐらいからこっちにおったらええという話です。

●北林委員 25の早いうちから……。

●安藤委員 26です。

- 北林委員 26ですか。
- 元吉委員 私は夕方6時に大阪に戻って来ればいい。
- 北林委員 26ですか。
- 大内委員長 それは・・・厳しい。
- 上脇委員 多分3時だともうお昼終わったら2時間はかかりますので。2時間かかっちゃうから。
- 安藤委員 特急だったらそんなにないですよ。
- 大内委員長 1時間に1本ぐらい。
- 上脇委員 本数が少ない。
- 北林委員 1時間に1本ないですね、昼間の時間。
- 大内委員長 ないですかね、そうなんですか。北近畿は。2時間ですか。
- 上脇委員 12時台なかったら。むしろ19って空いてないですか。
- 大内委員長 私は19は、水曜日は結構空いてるんです。水曜日、19でもいいですよ。
- 安藤委員 東京に。
- 大内委員長 やっぱり26しかないじゃないですか、そうすると。今までお聞きしたところによると。それとももっと早いところ。
- 上脇委員 17もだめですか。
- 大内委員長 17、いけんことはないですね。17でもいいですよ。
- 北林委員 17は、ちょっと私はあれですね。
- 大内委員長 もっと早いんだったら準備期間も。
- 上脇委員 そうなんですよ。余り……。
- 大内委員長 資料の準備もないから、幾ら何でも。やっぱり26しかないですね、そうすると。今の感じでは。26、10時から。正式には10時から12時まで。柏原。柏原って尼崎から1時間半かかるか。
- 北林委員 ただ、現地の消防なり水道のあれ見ないんだったらそこまで。会議だけ、その柏原でやるんだったらここでもそんなに意味はないということになりますね。
- 大内委員長 それはそうですね。
- 元吉委員 帰りを見て帰れるとか、そういうことですかね。
- 大内委員長 じゃあ、柏原開催はもう少し聞き取りとかそういうのも含めて、開催する

ときはとにかく一応丸一日時間の空いてるところでとりましょうか。次ぐらいに。

●北林委員 その意見賛成。

●大内委員長 4月だったら空いてるんですかね、でも皆さん。

●上脇委員 だったら、26の午前中……。

●大内委員長 26、26のAMね。午前中から始めて、午後までいくんですか。

●上脇委員 このあたりだったらぎりぎり。3時に。

●安藤委員 いや、3時に神戸におったらいいんです。

●上脇委員 神戸にいたらいいんですか。

●北林委員 僕も2時半には神戸におったらいいです。ぎりぎり2時半までは。に神戸にいたら。

●大内委員長 午前中、一応……。

●上脇委員 午前中から始めて、どこまで行くかわかりませんが、お昼過ぎは覚悟ちょっとしないとイケない。

●大内委員長 お昼ちょっとかかってもやると。

●元吉委員 それ場所どちらですか。

●大内委員長 それだったらもうこちら。

●元吉委員 こちら。

●大内委員長 とにかく1日とれるところで丹波市に行かせていただきますしょう。じゃあ、4月、次。

●元吉委員 そこ今26ですね。

●上脇委員 26は時間は10時でいいんですか。

●大内委員長 どうしましょう。10時から。

●安藤委員 26の10時から。

●大内委員長 お昼かかることを一応。

●上脇委員 お昼のどれぐらい。1時ぐらい。もうちょっと。

●大内委員長 お昼食べないんだったら1時までやって、お昼休みとるんだったら2時までか。

●元吉委員 食べる方もいないから一応1時。

●上脇委員 2時ぐらいまで。

●元吉委員 お昼挟んで2時にしましょうか。

- 上脇委員 お昼挟んで2時ね。10時からが空いてるかどうかですね、ここ。
- 大内委員長 会場は。手配よくわからんけど、4月行きますか。4月、4月。
- 上脇委員 候補を上げて、委員長。
- 大内委員長 4月、では20日からの週で。21日からの週で。もっと早いほうがいいですか。
- 元吉委員 少し早目のほうで。後になるほどきつくなってくる。
- 大内委員長 それはそうですね。私あいてるの16日。
- 安藤委員 16。
- 大内委員長 16。4月ですよ、4月。だめですか。
- 安藤委員 でも、何とかできるかもしれない。
- 大内委員長 これはちょっと一応丹波市を予定して。
- 安藤委員 調整はこれはできるんで。
- 上脇委員 4月16日10時からです。丹波で。
- 安藤委員 1日ですね。これは一応丹波で。
- 大内委員長 勝手に決めてますけど、後で。いいんですかね。具合悪かったら事務局のほう言うてくださいね。
- 安田総務課長 結構です。
- 大内委員長 何か勝手にぼんぼん行ってますけど。  
5月。5月も中頃、とりあえず中頃以降とりますか。5月の中頃でしたら15日。
- 安藤委員 ちょっとだめですね。
- 大内委員長 13。これどこでするかにもよるな。丹波市のほうでさせていただくのはどんな感じですかね。あと、後ろのほうは多分報告書の作成案を練るとか、あとアンケートをするんだったらどの辺になるか。後ろのほうは丹波市に行くよりもこちらのほうがいかなという感じですね。そうすると、4月にそちらにお聞きに行かせていただくとして、5月、6月は。5月はどうしましょう、とりあえず丸一日空けといたほうがいいかしら。4月と5月でどういうあれになるかわからない。じゃあ、5月は皆さん丸一日空いてるところで。
- 北林委員 今おっしゃられた13日は。
- 大内委員長 13日いかがですか。大丈夫ですか。
- 元吉委員 今のところ大丈夫です。

- 大内委員長 これも一日、とりあえず1日空けといてください。  
それなら、6月。6月の中頃。予定表入れてない。16日月曜日。
- 上脇委員 だめです。
- 大内委員長 16だめ。17は。17、火曜日。
- 元吉委員 ちょっとごめんなさい。今日パソコン持ってないので、ちょっとだめかもしれない。
- 大内委員長 そしたら、6月以降はわからないということになりますか。
- 元吉委員 ちょっとごめんなさい、今。
- 大内委員長 じゃあ、仮に決めときましょう。仮に一応、4人は17でオーケー。
- 安藤委員 これはこっちでやるんですか。
- 大内委員長 後半になってきたらもう中間報告とかそれに向けての。こちらですかね。
- 上脇委員 進捗ぐあいによりますよね。
- 大内委員長 どういうふうになるかわからないから、現地へ行けるのは4月、5月はしておいて。基本的に午前のほうがいいんですか、もしこちらでやるとすれば。それはどちらでも。
- 上脇委員 多分発想とすると、傍聴の可能性を確保するためには一応丹波でやるのが原則だというふうに考えといたほうが。どうしてもやっぱりそっちじゃできないというときにこっちというふうにしないといけないかもしれない。
- 大内委員長 そうですね。6月も丹波ですかね。全然わかんないから、もうとりあえず仮。
- 上脇委員 場合によってはもう向こうでやるの時間的に無理っていうんだったらそのときは会場変更。
- 大内委員長 その先、そしたらもうここまでにしましょうか、先生。ある程度仮になるでしょう。
- 大内委員長 6月17はぐあい悪かったらまた事務局におっしゃってください。予備の日とところか、もう一遍。それはもう後々メールで……。
- 上脇委員 また次回決めたら。
- 大内委員長 決めましょうか。日程を閉じまして……。
- 元吉委員 4月16、5月13、6月17で委員会ですね。
- 大内委員長 基本的に4、5、6は丹波市で開催すると。傍聴のこと考えたら支所でも

余りよろしくはないんですかね。

●安田総務課長 入れますけど。

●大内委員長 それ会場のことはお任せするとして、じゃあそういう日程で、とりあえず次回は何をしましょうか。今消防本部のことで、資料をある程度この期間、間に送っていただいて、それと他の資料もお願いしますね、先ほど水質の件と新たな事実について、少なくとも議会のほうで水質に関しては証人喚問されてるみたいなので、その資料。ほかに何か市のほうで調査されてることがあればそれも。その内容、とりあえず今ある資料だけでは全然何もないので、その2つについては。どれぐらい資料が集まるかによって、次回までにそれじゃあ調査が必要か、あるいはこれを調査してくださいとご依頼するとか、そういうことはちょっと送られてきた資料を見て皆さんで考えておいていただくと。こんな資料が必要ですよ、こんな資料が必要じゃないかなというのはまたメールで事務局及びみんなにわかるようにメールで連絡とり合うということでもいいですかね。資料はそういうものを集めていただくと。それでもって次回はどうしましょうかですが。

●元吉委員 先ほどの資料についてなんですけど、通常の慣例上の取り扱い、50万以下について調べていただくとき、ちょうど年度末で、向こう1年間、例えば何件あるのかという件数。

●安田総務課長 それは消防の分。

●元吉委員 消防の場合です。

●大内委員長 あと、サンプルみたいなのは、例えば入札の、この件でいいですけど、入札の通知と。

●元吉委員 依頼文ということですか。

●大内委員長 依頼文と、それから戻ってきた見積もりと、それをつけて決裁に回してるから、その書類があるはずなんで。

●元吉委員 決裁書類。

●大内委員長 決裁書類。本件については必ずということと、他にも同じように、こういうやり方でしてますよというのは。

●元吉委員 先ほど決裁に至る前の段階でいわゆる副課長以下がそういう処理をすることがあるかないかですよね。きれいに全部ずばっと来て、はい、課長って渡されたら多分課長決裁ができるけれども、今よきにはからえという、任せたという形で処理をしてしまったことが今回に至るとしたら、本来上がってくるものが何らかの操作及び処理という

かね、（聴取不能）ですか。

●北林委員 本来というか、普通は見たらやっぱり課長まで上がるとんちゃいますか。課長がどの程度知ってるかどうか別にして、判こは全部。

●大内委員長 最終的にはね。

●北林委員 最終的に。せやから、副課長の前でとまってるとか、そういうのは……。

●元吉委員 今みたいに、今回も最後は上がるわけですよね。その前の段階で取り直させたということが起こっていたので、そういうケースがあるかないか。

●北林委員 このあれではないと、何かペーパーの中のやりとりの中では。こんなんはないですかと言うたら、いや、もうこれ以外はないというようなことなんか、それはほんまかどうかわからんけど……。

●大内委員長 それは単純に聞いたってありませんということだけは。

●上脇委員 だから、法令がまずどうなってて、結局設問がなければ慣例がどうだったか、実際に今回やったことと過去が違うかどうか分かるような回答がもらえればいいですよ。今回だけ異常だったのか、そこがわかるものをやっぱり提出していただくというのが一番いいでしょうね。要するに、場合によっては当事者から回答をもらうという場合が必要なかどうかですね。もう事情聴取してるから同じ担当しかないよっていうんであればしなくていいだろうし、ただやっぱり主体が違うからやっといてもいいかなという気もしなくはないですが、もう無駄であると判断することがですね。要するに、私たちはその個人の責任についてするわけじゃなくて、事実解明をして将来に生かしたいと、そのための委員会ですよ。だから、正直に話してくださいと。それで、いや、それだったら話しますという人がもしあれば、もしあればそれはいいですけどね。ただ、全然やらないよりいいかなという気がするんですけどね。

●大内委員長 例えばどなたに聞きたいですか。

●上脇委員 何人かにはやっぱり、もし聞くんだったらね、当事者、課長、副課長、あとそれぞれの、一部もうはっきりと言われてる方もいらっしゃるんで、ただやっぱり念押しはしておかないという気もしなくはないですね。多分事実関係のところでは課長が本当に知ってたということにもし、もしですよ、なっちゃうとこれずっとしらを切ってるわけですよね。その人がというだけじゃなくて、やっぱり課長職にある者が正直に言ってないというのは改善を大きく求める重要な要因になりますよね。

●北林委員 でも、課長はそこのところクエスションのままでもやっぱり本来の仕事は果

たしてないということは、それは当然質問しなきゃいけないね。

●上脇委員 それは僕が先ほどからこだわってるように、本来はどういうふうにするべきだったんですかと。そこを実は課長……。

●大内委員長 本来はどういうふうに来てきたのか、皆それぞれどう思ってるのかという声はやっぱり聞きたいですね。

●北林委員 聞きたい、それはありますね。

●大内委員長 それは今まで出てないですからね。

●北林委員 まず、基本的な部分をかちっと押さえる。

●上脇委員 そうですね。と思いますね。

●大内委員長 それだったら、でもその点だけだったら文書回答でもいいかもしれないね。

●上脇委員 そもそも事情聴取されてますからね。あえて呼ばなくても。呼ぶと日程調整も大変なんで、むしろ客観的に文書であったほうが。

●大内委員長 いいと思います。完璧なので出してもらえない。明文化してもらったほうがむしろいいかな。

●上脇委員 そういうのがあると、次回それをちゃんと検討できるので。

●元吉委員 文書でそういう内容をちゃんとつくりましょうという提言にもなる。

●北林委員 そしたら、そういう人らに聞く質問事項というのはどういう具合に、こう。それは次のときに……。

●大内委員長 いや、それは間に合わんでしょう。

●北林委員 遅いでしょう。

●大内委員長 皆さんに意見聞いて、何だったらちょっと申し訳ないけど私のほうでまとめさせてもらって、質問書という形で。

●上脇委員 そのほうがいいと思います。

●大内委員長 余り質問の幅広げたくなくて、基本的にはどうすべきであったと思いますかということを知りたいんですけどもね。プラス何かあれば、ちょっとメール下さい。それで、質問書みたいなもの、どなたに聞きますか。課長、副課長、それから係長、それから主査。

●安藤委員 主査と、署長は。

●大内委員長 もっと上のほうにも。

- 上脇委員 署長はまだ今から議論、ちょっと一言だけしないといけないのが残ってるんで。
- 大内委員長 そしたら、とにかく課長以下でいいですか。関係者、課長、副課長、係長、主査。
- 北林委員 消防長、次長のトップも聞きたいね。
- 大内委員長 トップも聞きたい。そりゃそうやね。トップがどう思ってるかによって全然話が違ってくるね。
- 上脇委員 論点がちょっと違うところになるんですけどね。
- 大内委員長 質問も同じ質問でいいかどうか、ちょっとわかんないね。
- 上脇委員 これ消防長のところはこれは内部的に問題化した後に結局内部でおさめようとしちゃってるわけですから、その場合とはちょっと違いますよね。
- 北林委員 一つは、違法な入札行為というのは無効であるというところあたりでね。それはもう押し込めるといふところ辺あたりの法的な問題はあると思うんですけどね。
- 上脇委員 それが無効だっという意識がなかったのかどうかはね、それは聞いてもいいと思いますけど。
- 大内委員長 違法な入札行為なのかどうか、そこは……。
- 北林委員 言い方が。
- 大内委員長 でも、そう思ってましたんやったらそれはそれでいいです。
- 上脇委員 いやいや、だからそのときの認識がどうかなんですよね。
- 大内委員長 後からじゃなくて、そのときはどう思ってましたかということになるのかな。どう処理されるべきであったかと、どこが不法不当だと思うかということかな。まあメール下さい。
- 上脇委員 消防長のところなんですけど、その直前にこれ副課長が謝罪してますよね、職員にね。謝罪したときに、自分は市長のところへ報告に行くって発言してるみたいですね。これが一番わかりやすくまとめていただいているので、安直にこれにちょっと乗っかって、細かいところ見ちゃうとちょっと大変なので、にもかかわらずこれ市長のところへ行っていないですね。それはその下の一番右のところ、結局消防長が結局ここはもうこの件は消防署だけの判断したことにはしたいという発言があったから行かなかったのか、この事実関係のところはちょっと僕わかってないんですが、日にちは同じですよ、⑦と⑧は。本部、本部、一緒。4時、5時半。これが続いているんですか、続いてない。そういう

発言をしたけど、要するに結果的に消防長がもう内部で事をおさめようって隠蔽をしちゃったから副課長は報告に行かなかったということなんですかね。そこをちょっと僕事実確認を。

●北林委員 ここを見る限り、5時半の段階で消防長はこの件は消防署だけで判断したことにしたいと、こう言ってるから、副課長さんはもうやめたというぐあいの理解をしたんですけどね。

●上脇委員 このときに副課長はいるんですか。

●北林委員 このところはページに分かれて書いてないですよ。

●上脇委員 行為のところでは出てこないの……。

●北林委員 誰かがその副課長にそういうことを言ったんかどうかというのはわからないけど。消防署だけで判断するからおまえもう行かんでええよと、こういうふうに言ったのかね。

●上脇委員 ちょっと聞き取りのところが僕が見落としがあるのかもしれないのでもし記憶にある方は教えていただきたいんですが、行為のところを見ると副課長が出てこないの、副課長は報告に行くと言いながら行かなかった、何で行かなかったんだろう。それは消防長が結果的に直接なのか間接なのかはわからないけどとめたからなのか、あるいは何でそういう事態に陥ったのか。もしこれ報告してれば発覚してるわけですよ。

●大内委員長 私は消防署だけにとどめると言われたから行かなかったと理解したんですけどね、単純に。

●上脇委員 このときに副課長もいるんですかね、この場に。

●大内委員長 一旦退席したんじゃないですか、これ。上の人だけでこうしようと決めて、それで誰か知らんが通達したという状況ですかね。

●井尻文書法制係長 結果行かなかったということです。この時間的な問題と判断があったとき。こういう判断があったということで、指示が結果、このときに行動を起こす意味がなくて、行動を起こさなかったということなんです。

●上脇委員 でもね、4時の時点で課長はいるわけでしょ。課長は副課長が市長に報告に行くと言ってるんですよ。5時半の時点でも課長はいるわけです。そのときに消防長はもう内部でおさめるって隠蔽するわけですよ。だけど、課長は報告に行くっていうのを聞いているわけですよ。課長は何をしたんだろうというのがちょっと気になってて、あの報告に行くってわかって内部でおさめることを報告に行ってる可能性があるわけですよ。

ね。何なんですか、そこの事実関係がよくわかんないです。

●安田総務課長 当初だと何か最初からU副課長の、資料6のU副課長、5ページのところで、真ん中からちょっと下ぐらいのところに、U副課長、私は行きますということと言ったんですが、待てということがありましてそのままになりましたという。待てという指示を署長が出したということなんでしょう。

●上脇委員 ちょっと待って、これ見落としてた。

●大内委員長 このまとめのほうでは、行けという指示がなかったから行かなかったというふうが一番最後のところに書いてありますけど、ちょっとニュアンスが違うのかもしれないね。行くなと言われたから行かなかったというのと、行けという指示がなかったから行かなかったというのはちょっと違いますね。結果的には行かなかった。

●上脇委員 待てというのはそういうことか。

●大内委員長 ここに書いてある関係者全員に文書で回答を求めますか。消防長以下、当時の。聞き方は多少違うよね、上のほうの方の認識をお尋ねするの。聞き方は違う。消防長、次長、署長、課長、副課長、係長、主査他の関係者ということでもいいですか。

●上脇委員 とりあえず、最低それぐらいですかね。

●大内委員長 最大それぐらいかな。他の関係者、業者さんくらいかな。いろいろあるけど、そんなにたくさん聞いても。回答いただいて、なお不明である、あるいは直接聞きたいということ、それはまたそれでいいですか。

●上脇委員 そうですね。追加もあり得るとは思います。

●大内委員長 じゃあ、認識をまず聞けばいいですね。このようなケースではどう取り扱うのが正しい取り扱いと認識していましたかということ。それを主として聞くということでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 プラス何かあれば来週の前半ぐらいまでにメール下さい。

それで、消防に関しては、あと資料は。

では、どう評価するか、どこが問題かというところまでまた詰めていかないといけないね。

●上脇委員 そうですね。回答があってからざっと質問、何となくあるんですが、やっぱりきちんとした回答があった上で判断したいなという気がしますけど。

●大内委員長 じゃあ、その回答を待って、次回はもうその辺を議論して、合意に至れば

その後とりあえずそれだけについてまとめるという作業に入るということでもいいですか。

●安田総務課長 委員長、よろしいですか。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●安田総務課長 次回のときの件なんですけれども、先ほどから出てる入札と随契の違いとか、マニュアルとかいうお話なんで、直接担当してる事業監理課、そこの課長のほうに説明ということで出席をしてもらうのが一番わかりやすいと思いますので、そういう取り扱いをもしよければさせてもらってよろしいですか。

●大内委員長 それはお願いしたいですね。そこは入札を主に管理してる。

●安田総務課長 入札と、それから検査のほうですね。

●大内委員長 検査ね。検査というのは何の検査。

●安田総務課長 工事の検査。

●大内委員長 工事の検査ね。

●安藤委員 水道部で問題になった。

●安田総務課長 この随意契約は各課でするんですけども、それ以上のものについてですね、そこやっていますので。

●大内委員長 私も検査でね、検査通過しちゃったんがあるでしょう。あれ何でかなと思うて。

●北林委員 水道ね。

●大内委員長 そうそうそう。

●北林委員 そこら辺わからへんですね。

●大内委員長 それはそこについての資料が何も無いから、何で通っちゃったのかなとかね。

●北林委員 それは次のときの大きなあれですね。

●大内委員長 そうですね、次の。これは新たな事実のほうやった、で一番疑問に思うのはそこなんで、何で通っちゃったのか、何のための検査なのかという。それとも、通すためのすごい欺瞞（ぎまん）があったのかどうかね。

検査のやり方等についてもお聞きできるわけですかね、通常はこういうふうに検査をします。

●安田総務課長 はい、それは。

●大内委員長 この人と違うからね、契約の設計の検査というたら。

●上脇委員 どうしますかね、検査とちょっとこの議案とはちょっと違いますよね。

●大内委員長 でも、その2つをそこが取り扱ってる。

●上脇委員 扱ってるので、一回でその話を聞いちゃうという。

●大内委員長 せっかく来ていただいたら両方聞かないとね。

じゃあ、お願いいたします。出席していただけますように。

●北林委員 これは処分関連、ちょっといいですか、疑問に思ってることで。

●大内委員長 はい、はい。

●北林委員 これずっと読んだら、結果はぼやっとしかわからないから今もそのままということだったら仕方ないんですけどね、工具セットはどうやこうやと、こういうありますよね、3人の方にもらったとかなんとかかんとか。あれは皆さんによって答えは違ういうか、あれなんですけど、結局ああいうこともそれ以後はもうわからないということなんですか。わからないというのは、何か事実が出てきましたよとか、あるいは含めて、そういうことはここに書いてあるのが一番新しいということで、結局わからないというか、もう。

●井尻文書法制係長 最終確認の内容はそういうことはないという最終の報告になっているかと思うんですけど。途中までは何かそういうぼやっとした話があったようなんですが、これが現在の確認でわかってる最終のものです。

●大内委員長 それと、全部の事案に関することですが、当然公務員として不適切な処理をされたり、適正かどうかわかりません、されてるんだから、懲戒の問題があると思うんですけども、そういう処分はされたんですかね、このどの件でも。してないです。されてる。

●安田総務課長 告訴の分については行ってます。水道の。

●大内委員長 払っちゃった分ですね。それは懲戒処分にした。

●安田総務課長 はい。

●大内委員長 それ以外は。

●安田総務課長 他の水道分はないし、消防は人事異動が行われただけで、処分はしてないですね。

●大内委員長 してないというのは保留ということですか。処分に当たらないという判断された。そういうふうに、市がそういう判断をされたということについても我々は、どういう判断をされたかということについても私たちは評価すべきやと思うので、今までそういう

のは全然資料として出てないので、何でかなと思ってたんですが。

●元吉委員 事後にどういう対策及び対処をされたのかという記録を逆に欲しいです。

●大内委員長 だから、懲戒処分の有無とその内容というか、どんな処分かというのよね。

●元吉委員 処分をしなかったという意味決定があれば、その意思決定の記録があれば。

●大内委員長 少なくとも処分するしない、保留あると思うんですね。保留というのは普通余りないんだけど。

●上脇委員 あえて判断できないのか、しなかったのか。っていうのが微妙かも知れないんですが。

●大内委員長 もちろん捜査中の案件なんかで黒か白かわからんというときは処分せずに結果を待つというのはあるんです。一応その事案としては調査未了の分もあるんだらうけど終わってるんで、それなりの処分するしないの決定はされてるんだと思うんですね。

●北林委員 ちなみに、その水道のやつ処分、もしわかってる、既に出てる事実ですから……。

●大内委員長 公表されるでしょ、処分は。されないですか。

●北林委員 いや、それは絶対公表してる。

●井尻文書法制係長 何を受けているか掌握できてないんです。

●北林委員 それはあれだったらまた次のときにでもいいですよ、それは。

●大内委員長 処分は公表されるはずですよ。だから、ここでお聞きしても問題はないと思うんですけど。

●安田総務課長 そしたら、ちょっと確認します。

●大内委員長 確認してください。やっぱりその処分があったかどうか、処分が適正かどうかということも第三者委員会として判断するべきことやろうと思いますので。

●上脇委員 これ個人名に出すかどうか別なんですけど、おそらく公表するときに。

●元吉委員 それと、逆にもともと再発防止委員会でいらっしゃるので、このためにどういう対策を打たれたのかという情報があれば。

●大内委員長 書いてあるけど、それを受けて何かされたかということ。

●元吉委員 ここに書いてるだけということなんです。

●大内委員長 こういうふうにされたいというのがあって、それで実行のほどはということで、ついこの間出たばっかしですからどうかなとは思いますがね。

●北林委員 それと、そういうのと関係ないんですけど、消防本部内部においてもこの年明けから何か対応ということをとってられるか、一番、ちょっと情的な話になるんですけど、消防というのはちょっと市民の安全・安心を守る部分は警察に似てある部分が大変なところでしょうね。そこでこれが起こって、後それをやっぱりぴしっと引き締めてやっていこうという、これなかなか大変やと思うんですけどね。そこにまずしんどいけどぱっと何か一つのとか、何か手を打っておられるんかね。

●大内委員長 今ちょっとお話があったように、配置転換かなんか、異動か、異動。それも一つの方法だと思うので、どんなふう。異動があったのであればそれもそういう情報も情報欲しいですね。特にパワハラというて何か出てきてるけど、ちゃんと調査ができてないような気がしますので、聞き取りされてるのがあと課長が聞き取りをしますとかしましたとかいうようなことしか出てなくて、実態を結局把握されてないんかなと思うんですけど。そこについての余り詳しいのは、だからパワハラのことね。

●上脇委員 事実関係のところちょっと情報については課長が記憶がないというのがあるものだから、わかった範囲内で僕らこの間から説明をしますということで説明を受けましたけどね、それも関係してる可能性があるかなあと。

●大内委員長 パワハラかどうかについてはちゃんと調査したという記録がないので、あるいはこの委員会でせないかんものかどうかね。まだそこまで考え至ってないんですけど、そういう可能性もあるんかなと、一つの調査の項目が。それが原因だったという可能性もありますからねというか、嫌ですとかできませんとかそれはおかしいですと言うたら済むのにやったというのは何かあるんでしょうねという。

●北林委員 それは大きいと思いますよ。やっぱり法令手続の問題きちっとしなかったということと、パワハラというか、そういう一人の強いパワーの持ち主のところにうまく話をしないと何にも仕事はできないというようななんになってしまっただけね。それは大きな問題やと思います。

●大内委員長 少なくともこの事案についてだけでもね。転属とか、そういうのを考慮して転属があったのかな。例えば係長さんのここが嫌ですと、何か言うてはりましたけどね。今までと違う、対応も違ってすごく心労があるんやというふうなことを言っただけみたいと私読んだんだけど。そういうのを含めて配置転換とかあったのかなあと。

すみません、その懲戒のことと異動のこともちょっと教えてください。

●上脇委員 人事関係は前のときに、要するにほかの部署と違ってずっと内部で仕事をさ

れてるという話も一部ありましたよね。人事がどこまで枠を超えてできるのかというのはちょっとあるでしょうけど、そこら辺の仕組みもちょっとよくわからないので。

●大内委員長 水道部のほうは何か聞いても私よくわからなかったなど。コンサルに頼っちゃったとかいうのもあったしね。難しいですね。専門性生かしてずっとそこにいてもらうメリットとデメリットが両方あるからね。ついついこう癒着が起きるとかね、長いこといると。じゃあ、漠然としてますが、次回大体すべきことは出ましたかね。

●上脇委員 まず回答について検討するのは最低やらないといけませんよね。あと、可能だったら次の水道の資料をいただいでるんで、時間的に余裕があるかどうかなんですけど。

●大内委員長 そうですね、水道、告訴したときですね。

●上脇委員 送られていますので。

●大内委員長 そろってるのは、比較的よくそろってるのは告訴された分で、それはこれだけでもこの事案で、これだけですよと言われたらこれでも判断できる程度の資料そろってると思うんですよ。

●上脇委員 一部追加があるんですけど。何なんですって、忘れた。

●北林委員 これでも全部資料出していただいたわけですね。もう事務局のほうでこういう資料をまだ持つておられるということはないんですよ。とりあえずはもう全部出しましたよと、こういう状態になってるわけですね。

●井尻文書法制係長 今の水質検査の分析の分だけまだできてない状態でお渡ししているんで、その分だけまだ残っておるんですけど、あとは今のところ掌握している部分、この会議でおっしゃっていただいた資料以外のものは提出しているつもりです。

●北林委員 ちょっとあれかもわからんですけども、新しい事案ということについてはそれはもうここについてるという、これしかないよと、こういうことなんですよね。

●井尻文書法制係長 掌握、探しているというか、確認している限りはそのレベルでしかようそろえてないんです。

●大内委員長 それと、この先に払っちゃったというのはいずれも市が損害を受けてると思うんですけども、その損害をどの程度回復できたかどうか、その点ね。告訴事案はこれ破産しちゃったんで、ただ工事代金未払いの分があったらしくて、それと相殺かけるといことのようなんですけども、だからどれぐらい被害回復ができてるのか、被害回復できてない部分について損害賠償請求とかね、そういう手続をとっておられるのかどうか

もお聞きしたいなと思っておりましたので。もう一つの新たな事案というのは、もうこれは後で補完できてるのかな。払ったときはできてなかったけど、後から追完されて、また抜けてた分をさらに追完されて、一応完結してるんですかね。ということもちょっとわからない。水質以外のその水道の事案については、ちょっとその損害の発生と回復状況ね。それと、回復してない分についてはどういう手を打っておられるかということですね。

●北林委員 それともう一つ、今回は事業監理課の方も来られるということだったんですが、そのときに実際にはどのような検査したこと、内容ですね、先ほどもちょっと出たんですけど、内容と、やっぱり頭の中にあるのは、なぜそれがずっと行ったのかというところ辺がどうもこうあれなんで、実際に検査されたところの処理ですね。

●大内委員長 成果品を検査するというので、設計業務とかそんなんの成果品って、なかなかこれでオーケーかどうかというのは難しいと思うんだけどね。

●北林委員 だから、その個人がどうの、云々じゃなくて、基本的にどういうことを見られてそれがやったかなというのは必要やと思います。

●大内委員長 できる限り思いつかれたことはメールで事務局と私たち全員で共有できるようにお願いします。ここですることだけではとてもとても。負担が多くて申し訳ない。

いかがでしょう、あと。特になければ、一応次回までにやるべきこと、それから次回までに整えていただくべきこと、宿題とか一応出たと思いますので、この程度にさせていただこうかと思いますが。

そしたら、一応議事はここまでということで、事務局のほうに。

●安田総務課長 特に、事務局のほうは連絡事項等ございませんので。

●大内委員長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時52分 閉会